

# 能代市こども計画

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7(2025)年3月

能代市

#### 「子ども」及び「こども」の表記について

本計画における「子ども」及び「こども」の表記については、次のとおりとします。

- ・「法令」における「子ども」を表記する場合、「既存の計画」における「子ども」を表記する場合は、そのまま表記します。
- ・上記以外は「こども」と表記します。

## はじめに

少子化や人口減少等をはじめとする社会経済情勢の急激な変化やライフスタイルの多様化等により子育て環境が大きく変容しており、様々なニーズに即したこども・若者支援策のさらなる拡充が求められています。

このような中、国では、全てのこども・若者が、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする「こども基本法」を令和5年4月に施行いたしました。同年12月には、これまで別々に作成・推進されてきた、少子化社会対策基本法、こども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に基づく法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」を公表しております。

本市では、これまで「第2期能代市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2期能代市子どもの未来応援計画」に基づき、各種こども・子育て支援施策に取り組んでまいりましたが、国の基本方針等に基づき、さらに施策を推進していくため、2つの計画を一体的にまとめ、新たなこども・若者支援策等を盛り込んだ「能代市こども計画」を策定いたしました。

本計画は、全てのこどもや若者が自立した個人として権利が保障され、将来にわたって健やかに成長できるよう社会全体で支え合うまちの実現を目指し、基本理念を「全てのこども・若者の今と未来をみんなで支え合うまちのしろ」といたしました。「こども・若者が健やかに成長できる環境の整備」、「困難を有するこども・若者への支援」、「子育てを社会全体で支える体制の充実」の3つを基本目標に設定し、こども・若者支援策の展開を図ってまいります。

計画の推進にあたりましては、市民の皆様や地域・企業等の協働による取組により、様々なこども・若者支援が展開されるよう、行政としての役割を果たしてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言を受け賜りました能代市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係団体の皆様、ニーズ調査等にご協力いただきました市民の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

能代市長 齊藤 滋 宣



# 目次

I 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 他計画との関係	2
4. 計画期間	3
5. 計画の対象	3
II こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況	4
1. 少子化をめぐる状況	4
（1）人口の推移	4
（2）子育て世帯の推移	6
（3）婚姻の状況	9
（4）合計特殊出生率の推移	9
（5）就労の状況	10
2. ひとり親家庭の状況	13
（1）ひとり親世帯の推移	13
（2）母子生活支援施設の入所状況	13
3. こどもの貧困の状況	14
（1）全国のこどもの貧困率	14
（2）18歳以下のこどもがいる生活保護世帯の推移	16
（3）小学校・中学校における就学援助の状況	16
4. こどもの状況	17
（1）児童虐待の相談件数の推移	17
（2）小学校・中学校における不登校児童・生徒数の推移	17
（3）小学校・中学校におけるいじめ認知件数の推移	18
5. 教育・保育事業等の状況	19
（1）教育・保育事業	19
（2）地域子ども・子育て支援事業	20
6. アンケート調査結果からみた課題	21
（1）子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	21
（2）こどもの貧困に関するアンケート調査	22
（3）子ども・若者の意識行動に関する調査	23
III 計画の基本的な方向	24
1. 計画の基本理念	24
2. 計画の基本的な視点	24
3. 計画の基本目標	25
4. 計画における目標値	26
5. 施策体系	27
IV 施策の展開	28
基本目標1 こども・若者が健やかに成長できる環境の整備	28
（1）こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	28
（2）多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	29
（3）こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組	31
（4）妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療対策	33
（5）こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	36
（6）幼児期における教育・保育の提供と質の向上	38

(7) こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の整備 .....	40
(8) 小児医療体制の確保、心身の健康づくりの推進 .....	42
(9) 就労支援、雇用と経済的支援のための取組 .....	43
(10) 結婚を希望する方への支援 .....	45
基本目標 2 困難を有するこども・若者への支援 .....	46
(1) 児童虐待防止対策、社会的養育支援の充実 .....	46
(2) 障がい児・医療的ケア児等への支援 .....	48
(3) こどもの貧困対策 .....	50
(4) いじめ防止と困難を有するこどもへの支援 .....	52
(5) 社会的自立に困難を有する若者への支援 .....	53
基本目標 3 子育てを社会全体で支える体制の充実 .....	54
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 .....	54
(2) 地域の実情に応じたこども・子育て支援事業の展開 .....	56
(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進 .....	58
(4) ひとり親家庭への支援 .....	59
V 子ども・子育て支援事業の確保の方策 .....	61
1. 児童数の推計人口について .....	61
2. 教育・保育提供区域について .....	62
3. 教育・保育の区分の設定について .....	62
4. 教育・保育の量の見込み及び確保方策 .....	63
(1) 教育の量の見込みと確保方策 .....	63
(2) 保育の量の見込みと確保方策 .....	64
(3) 教育・保育の量の見込みと確保方策の今後の方向性 .....	66
5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策 .....	67
VI 計画の推進体制 .....	77
1. 地域社会全体の協働による推進 .....	77
(1) 家庭の役割 .....	77
(2) 地域の役割 .....	77
(3) 企業の役割 .....	77
(4) 行政の役割 .....	77
2. 計画の公表及び周知 .....	78
3. 計画の進捗状況の管理・評価 .....	78
資料編	
1. 能代市子ども・子育て会議 .....	79
(1) 能代市子ども・子育て会議条例 .....	79
(2) 能代市子ども・子育て会議委員名簿 .....	80
2. こども計画の策定の経過 .....	81
3. 調査の実施 .....	82
(1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 .....	82
(2) こども・若者の意識行動に関する調査 .....	82
4. こども・若者の意見聴取 .....	83
(1) 小学生を対象とした取組 .....	83
(2) 中学生を対象とした取組 .....	84
(3) 高校生を対象とした取組 .....	85
(4) 若者や子育て当事者を対象とした取組 .....	86

# I 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

本市ではこれまで、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの子ども・子育て支援法の考えを基本に、一人ひとりのこどもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に、平成 27（2015）年 3 月に「能代市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2（2020）年 3 月には「第 2 期能代市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施することで、安心してこどもを生み育てやすい環境づくりに取り組んできました。

また、生まれ育つ環境がこどもの未来を左右することのないよう、さらには貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子ども・子育て支援事業計画を補完する計画として、平成 30（2018）年 3 月に「能代市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策の推進～」を、令和 5（2023）年 3 月には「第 2 期能代市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策の推進～」を策定し、こどもの貧困対策にも取り組んできたところです。

国では、こども施策の司令塔として令和 5（2023）年に「こども家庭庁」を設置し、「こども大綱」を決定するなど、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指していくこととしています。

本市においても、「こども大綱」で示された基本的な方針を踏まえ、「こどもまんなか社会」の実現を目指すため、「能代市こども計画」を策定することとしました。

「能代市こども計画」は子ども・子育て支援事業計画や子どもの未来応援計画といった本市の子ども・子育て支援の取組を継承するとともに、より幅の広い年代を対象とした子ども・若者計画に相当する内容を含めた、総合的な計画として策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「こども基本法」第 10 条の規定に基づく計画として策定するものです。

また、各法令に基づく以下の計画と一体的に策定します。

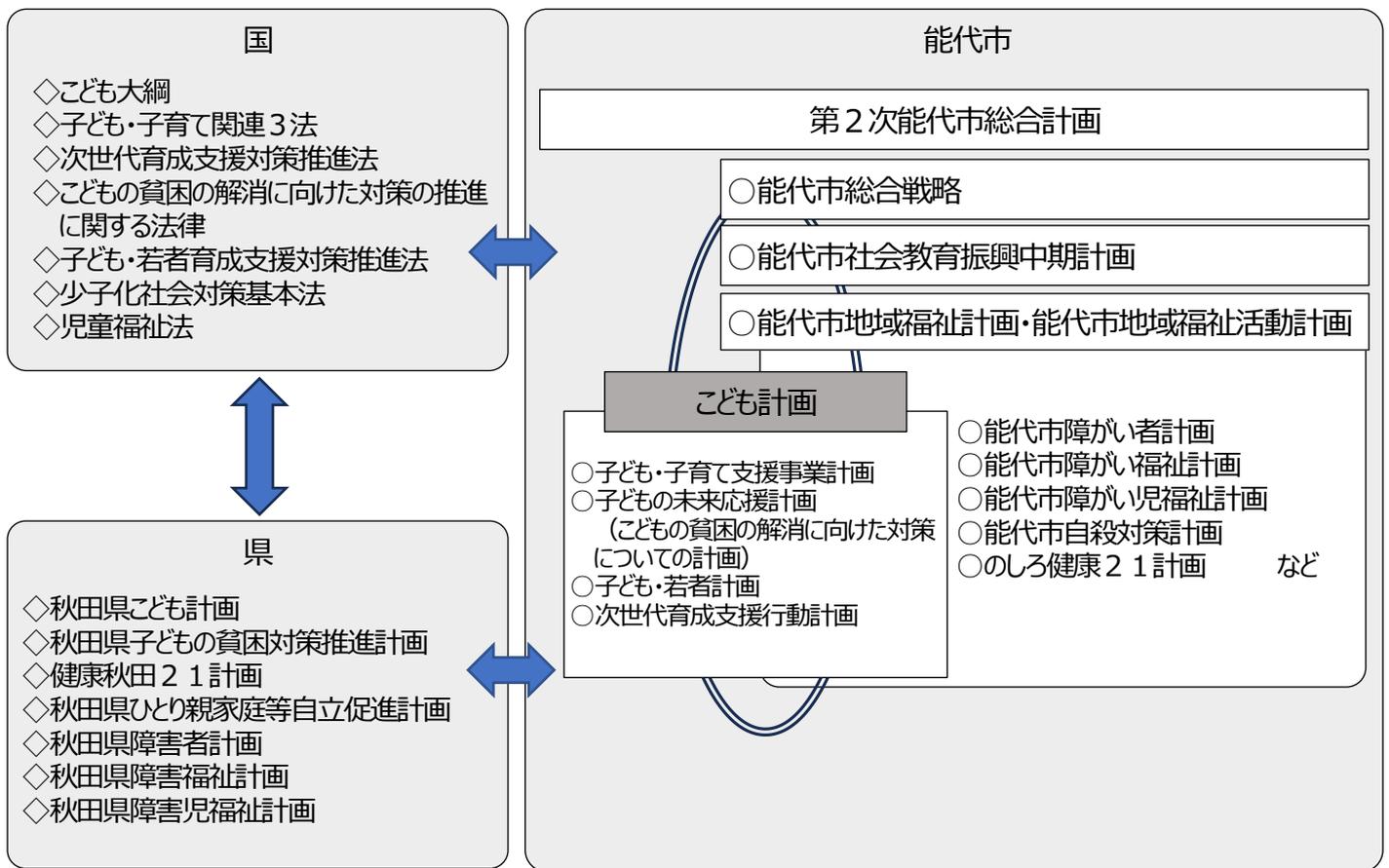
(こども計画と一体的に策定する計画)

計画名称	根拠法
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条の規定に基づく市町村計画
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法第 9 条の規定に基づく市町村子ども・若者計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第 8 条の規定に基づく市町村行動計画

### 3. 他計画との関係

本市の最上位計画である第2次能代市総合計画では、「人と人との“和”」「地域資源で活力を生む“環”」「未来へつなぐ安心の“輪”」の3つの“わ”による元気なまちを目指し、「“わ”のまち能代」を将来像として掲げ、様々な施策を展開することとしています。「子どもを生き育てやすい環境づくり」が重要課題として位置づけられており、本計画は第2次能代市総合計画との整合性を図りながら施策を展開する必要があります。

また、関連する「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」「のしろ健康21計画」「能代市障がい者計画」「能代市障がい福祉計画（能代市障がい児福祉計画含む。）」等との整合性を図るよう努めました。



## 4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢等の変化等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
こども計画	▶				
(一体的に策定する計画)					
子ども・子育て支援事業計画	▶				
こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画 (子どもの未来応援計画)	▶				
	計画期間内でしたが、本計画の策定に合わせて令和11年度までの計画とします。				
子ども・若者計画	▶				
次世代育成支援行動計画	▶				

## 5. 計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた0歳から40歳未満までの子ども・若者、並びに子育て当事者を対象とします。

※「こども基本法」及び「こども大綱」では、こどもを「心身の発達の過程にある者」、「18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、乳幼児期から学童期・思春期・青年期を経て成人期への移行期にある者」としています。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期（中学生年代から概ね18歳まで）・青年期（概ね18歳以降から概ね30歳未満、施策によってはポスト青年期（概ね40歳未満）の者も対象とする）の者とされています。

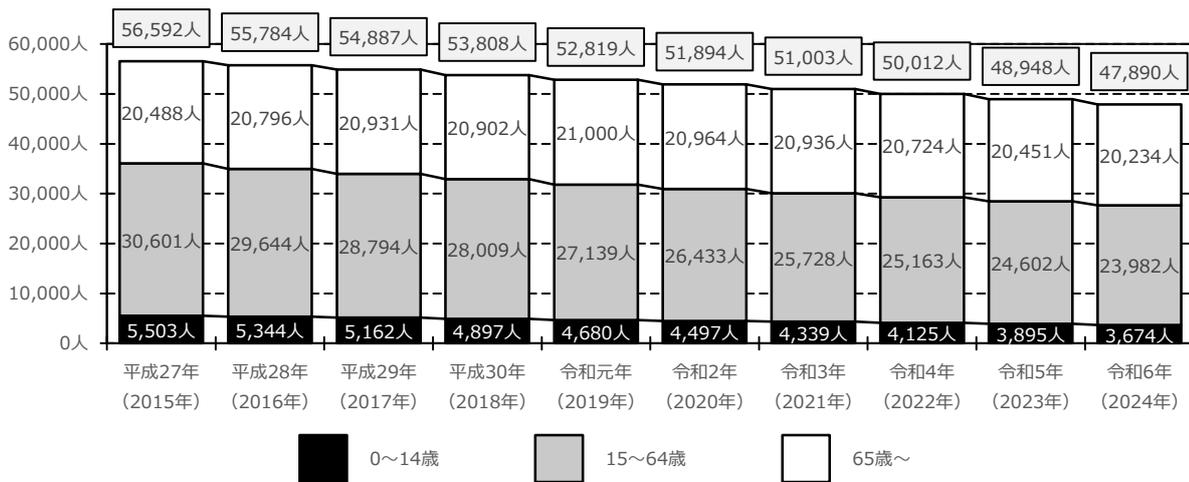
## Ⅱ こどもや若者、子育て家庭を取り巻く状況

### 1. 少子化をめぐる状況

#### (1) 人口の推移

##### 1) 総人口の推移

本市の人口は平成 27（2015）年以降、減少し続けています。3 階級別人口をみると、老年人口（65 歳以上）、生産年齢人口（15～64 歳）、年少人口（0～14 歳）ともに減少しています。

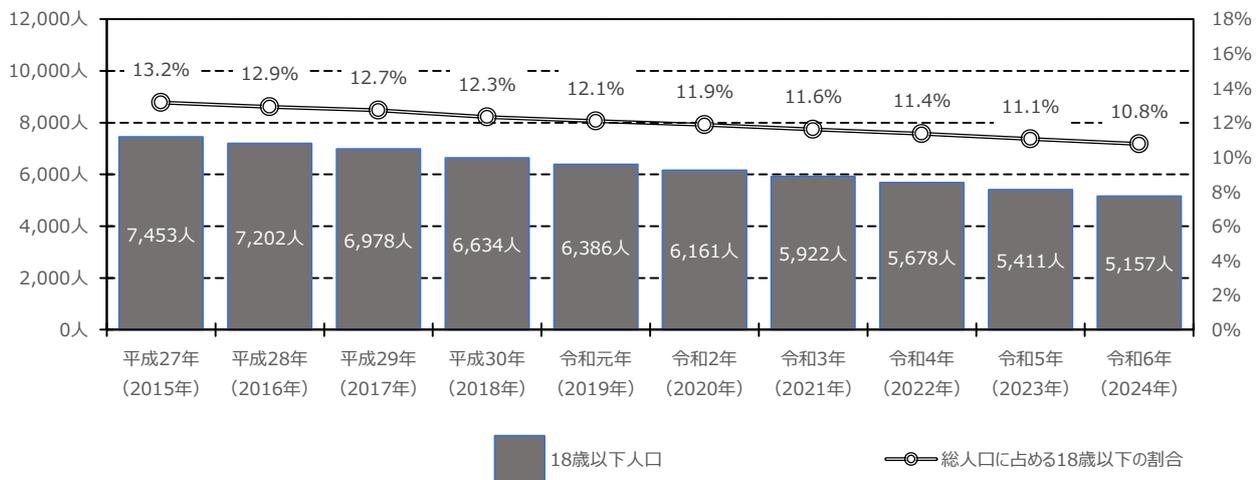


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

##### 2) 18歳以下の人口の推移

平成 27（2015）年以降の 18 歳以下人口は減少し続けています。

また、総人口に占める 18 歳以下の割合も低下を続け、令和 6（2024）年には 10.8%となっています。

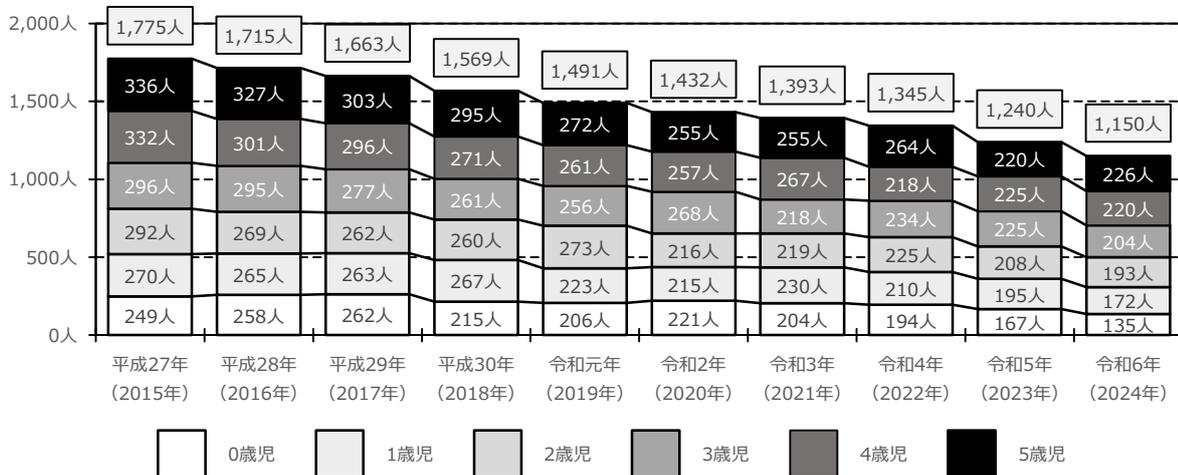


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

### 3) 0～5歳人口の推移

就学前の子ども（0～5歳）の人口推移をみると、平成27（2015）年から令和6（2024）年にかけて625人減少し、1,150人となっています。

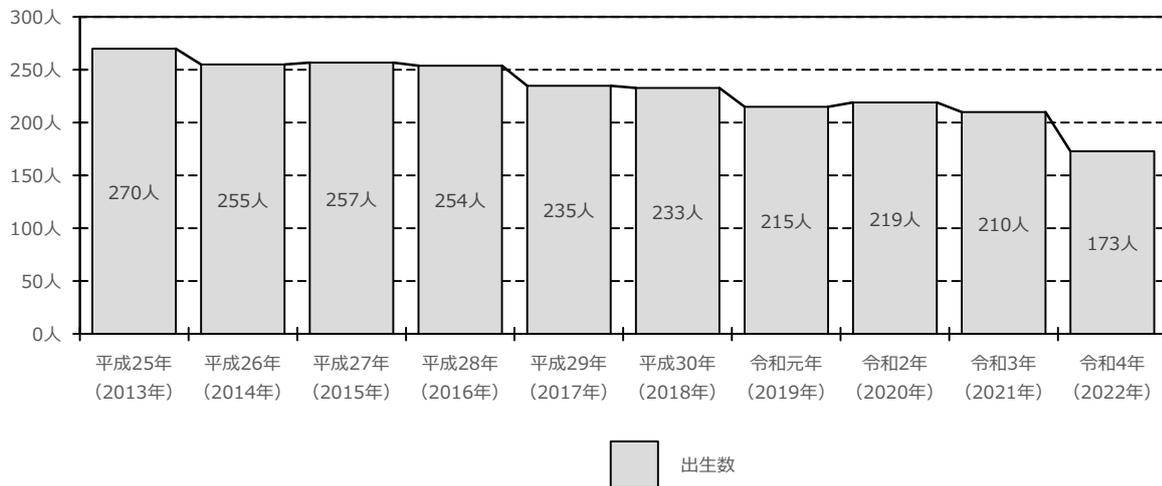
今後も就学前の子どもの減少は続くものと見込まれます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

### 4) 出生数の推移

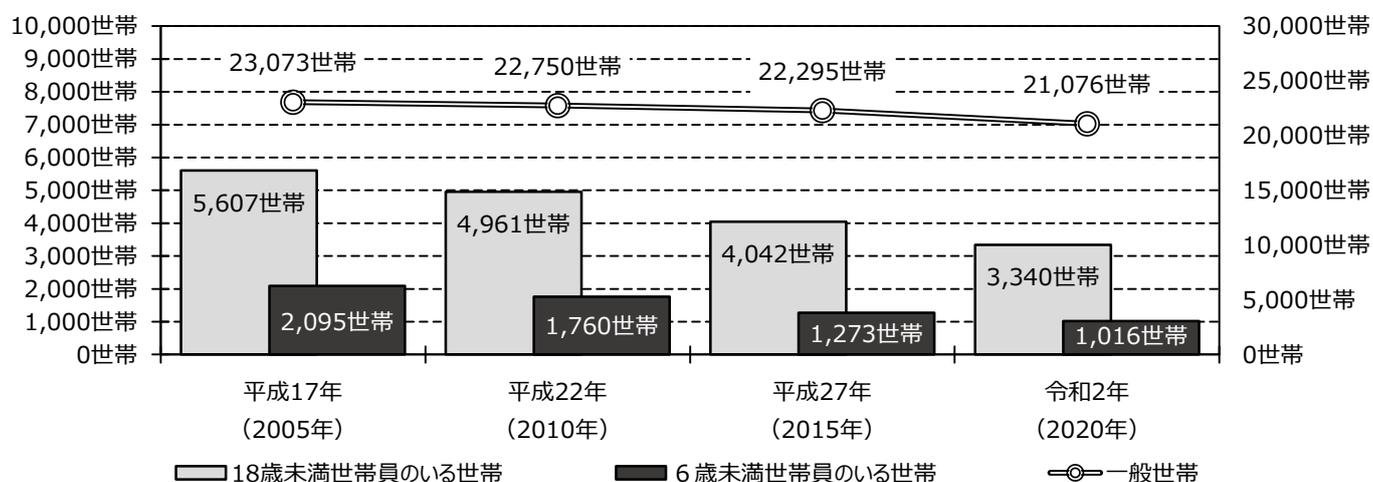
本市の出生数は減少傾向にあり、平成25（2013）年には270人となっていましたが、令和4（2022）年には173人と、200人を下回る水準まで減少しています。



資料：秋田県衛生統計年鑑

## (2) 子育て世帯の推移

子育て世帯の推移をみると、18歳未満世帯員のいる世帯、6歳未満世帯員のいる世帯ともに減少しています。



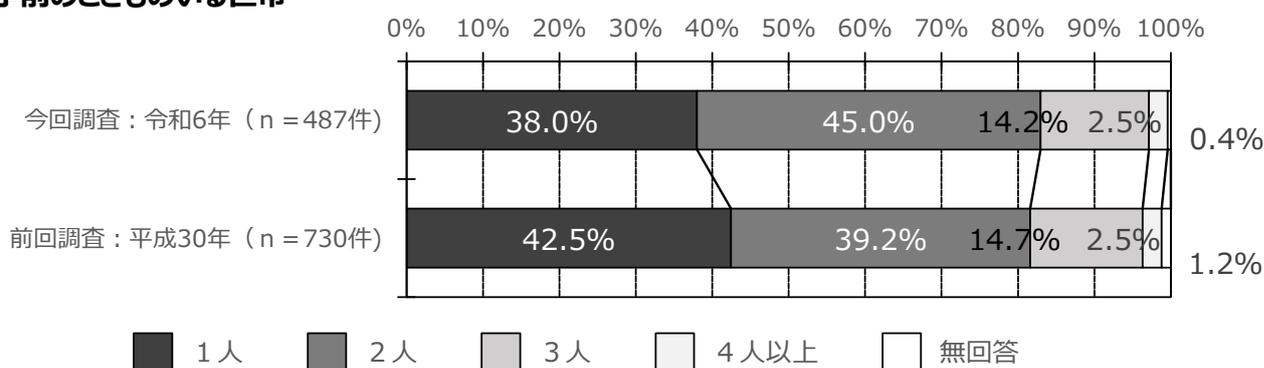
資料：国勢調査

### 【ニーズ調査結果】子育て世帯のこどもの人数

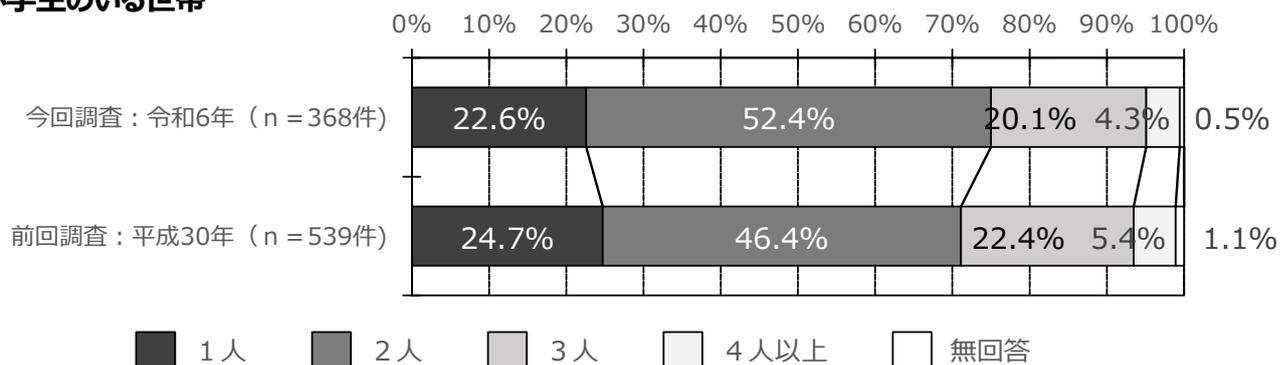
調査結果から子育て世帯のこどもの人数をみると、就学前のこどものいる世帯、小学生のいる世帯ともに、「2人」の割合がもっとも高く、前回調査（平成30（2018）年）よりも高くなっています。

一方で、「1人」や「3人」の割合は就学前、小学生ともに前回調査より低くなっています。

#### ■就学前のこどものいる世帯



#### ■小学生のいる世帯

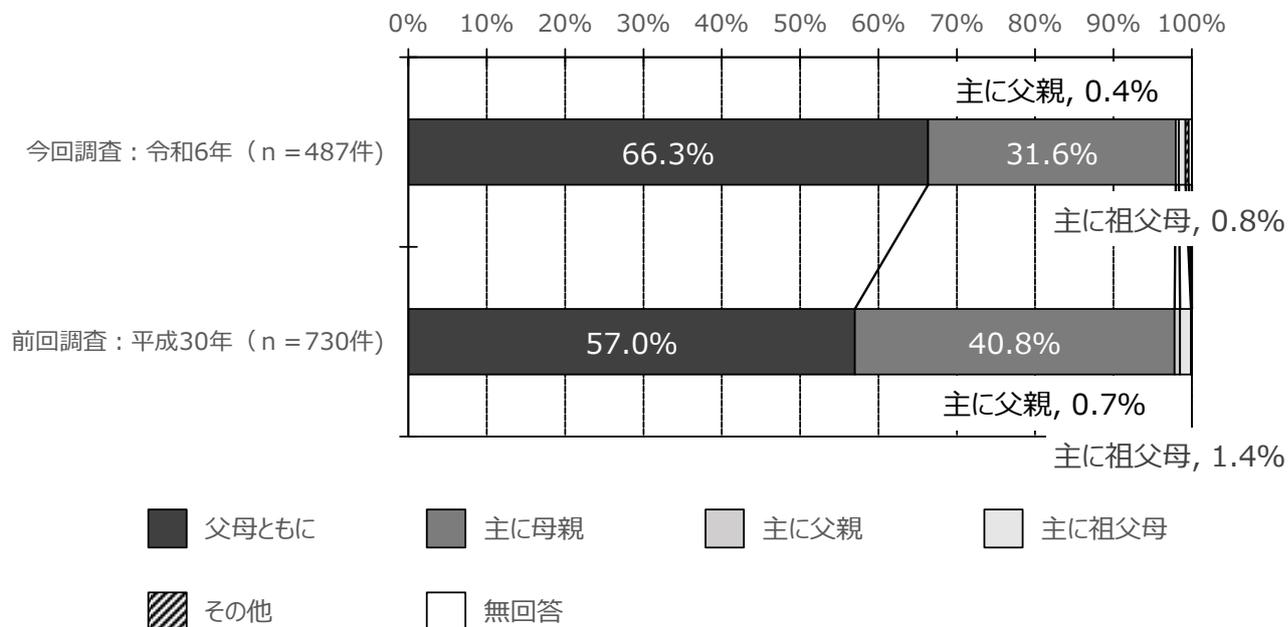


## 【ニーズ調査結果】子育て世帯の主な保育者

就学前のこどものいる世帯で日常的に子育てに関わっている方をみると「父母ともに」が 66.3%と最も多く、ついで「母親」が 31.6%となっています。

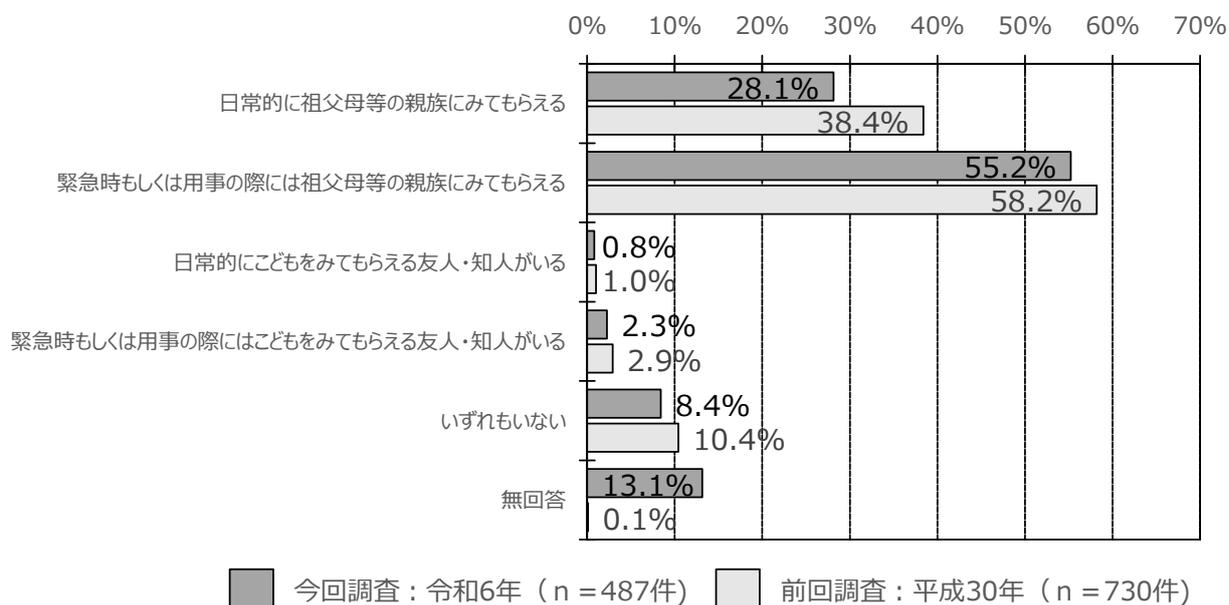
前回調査と比べると、「父母ともに」の割合が高くなっています。

### ■ 日常的に子育てに関わっている方



就学前のこどものいる世帯について、親族等の主な子育ての協力者の状況を見ると、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」(55.2%)、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」(28.1%)と親族等に子育てを協力してもらえる割合が多くなっていますが、前回調査と比べると、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の回答は 10 ポイント近く低くなっています。

### ■ 主な子育ての協力者の状況

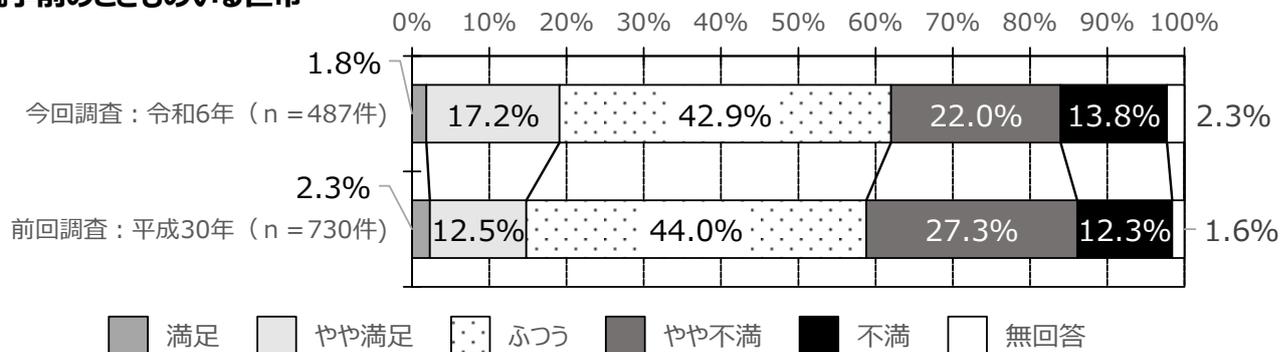


## 【ニーズ調査結果】子育て世帯の子育て環境や支援への満足度

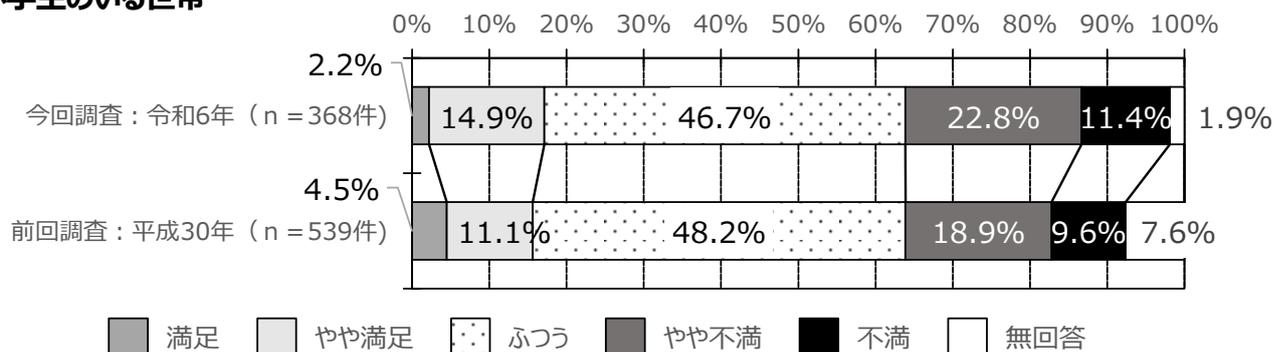
子育て支援や環境の満足度をみると、就学前のこどものいる世帯、小学生のいる世帯ともに“満足”（「満足」、「やや満足」）よりも“不満”（「やや不満」、「不満」）という評価の割合が高くなっています。

前回調査と比べると、就学前のこども・小学生ともに大きな変化はないものの、就学前のこどもの“満足”という評価の割合は高まり、“不満”という評価の割合は低下しています。

### ■就学前のこどものいる世帯



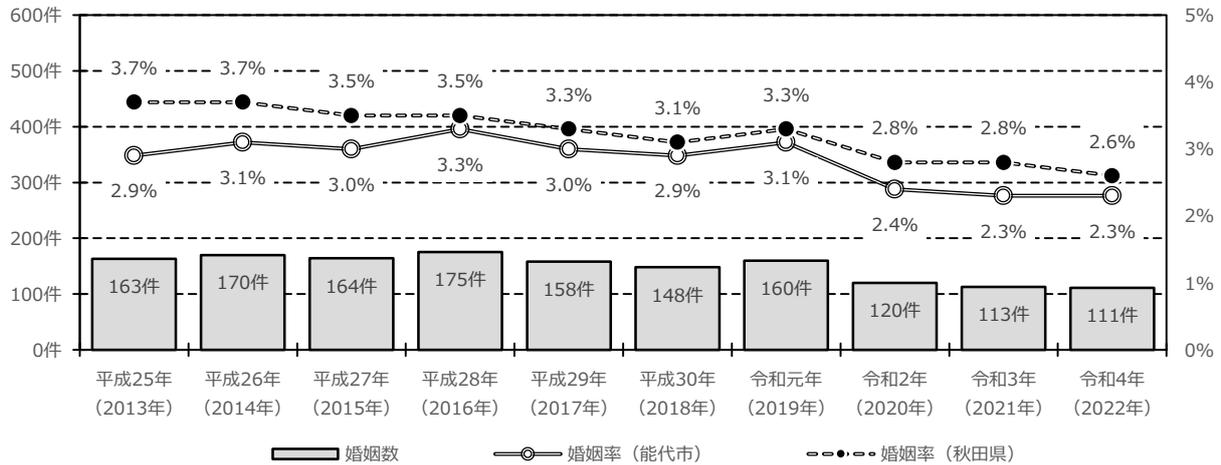
### ■小学生のいる世帯



### (3) 婚姻の状況

婚姻数は、令和元（2019）年までほぼ横ばいで推移していましたが、令和2（2020）年以降は減少し、令和4（2022）年には111件となっています。

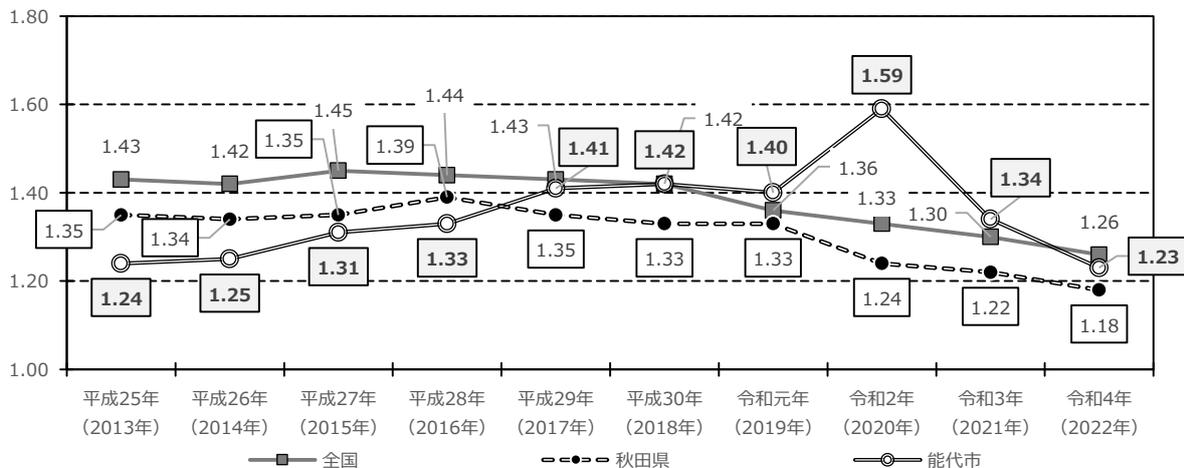
婚姻率（人口千対）は、秋田県の水準よりも低く、令和元（2019）年までは3%前後で推移していましたが、令和2（2020）年以降は減少し、令和4（2022）年には2.3%となっています。



資料：秋田県衛生統計年鑑

### (4) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成28（2016）年までは全国・秋田県を下回り低い水準で推移しているものの、平成29（2017）年以降上昇し、令和2（2020）年には、全国・秋田県を上回る1.59となりました。しかし、令和3（2021）年以降再度低下し、令和4（2022）年には秋田県よりは高いものの、全国よりは低い1.23となっています。

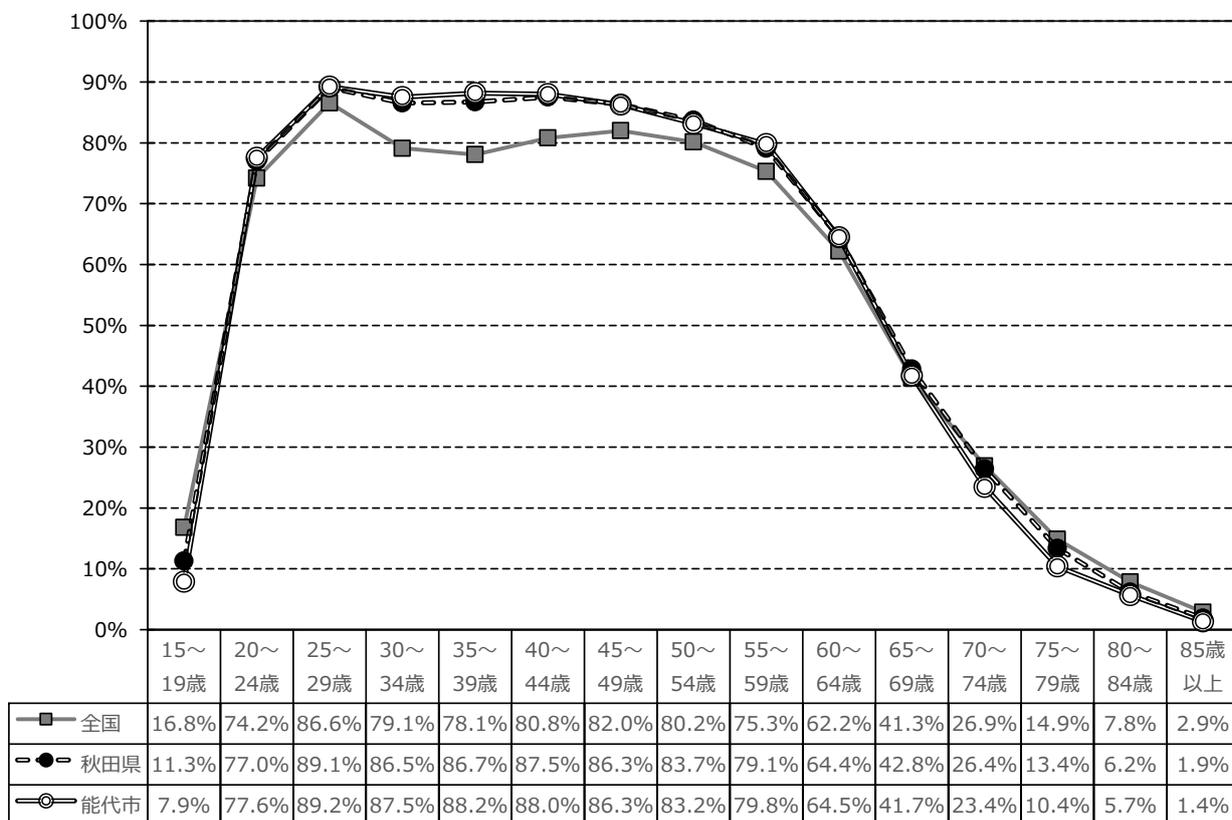


資料：全国・秋田県は厚労省「人口動態統計」、  
能代市は「第2期能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略 数値目標・KPIの達成状況」

## (5) 就労の状況

令和2（2020）年の女性の年齢別労働力率をみると20～59歳まで女性の労働力率は約8～9割前後と高い割合となっています。

国や秋田県と比べても、20～64歳まで労働力率は高い水準を維持しています。



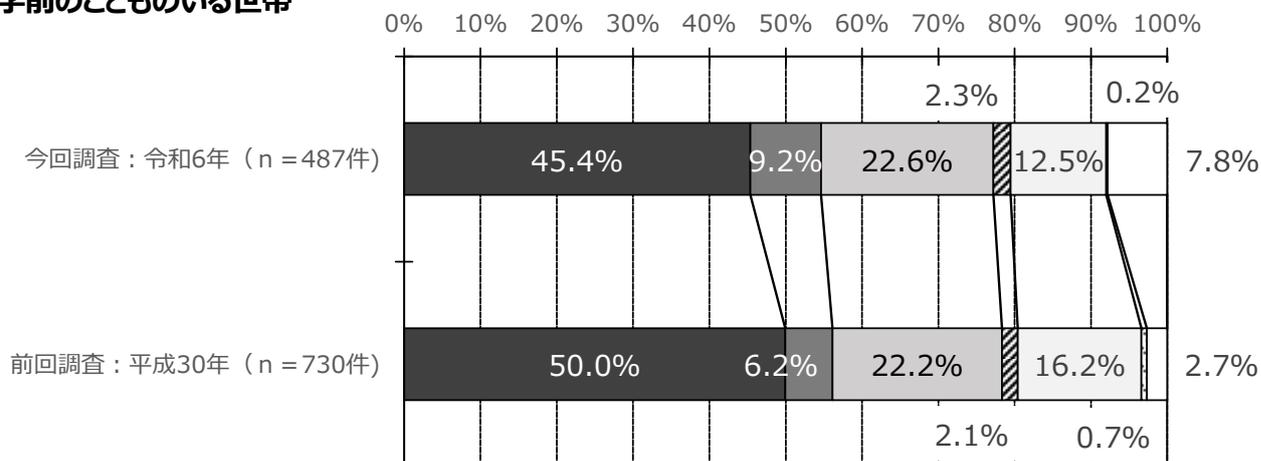
※労働力率＝労働力人口／15歳以上人口  
労働力人口は労働力状態「不詳」の者を除いて算出

資料：国勢調査

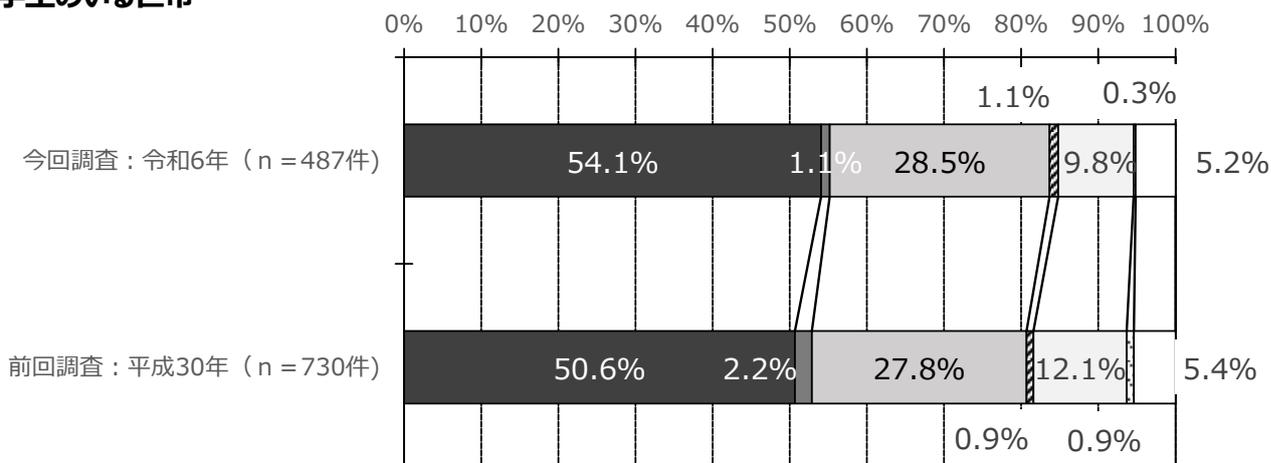
## 【ニーズ調査結果】母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、“フルタイム”で働いている方が、就学前、小学生ともに半数以上を占めています。前回調査と比べて大きな差はありませんが、小学生ではやや“フルタイム”で働いている方の割合が高くなっています。

### ■就学前のこどものいる世帯



### ■小学生のいる世帯



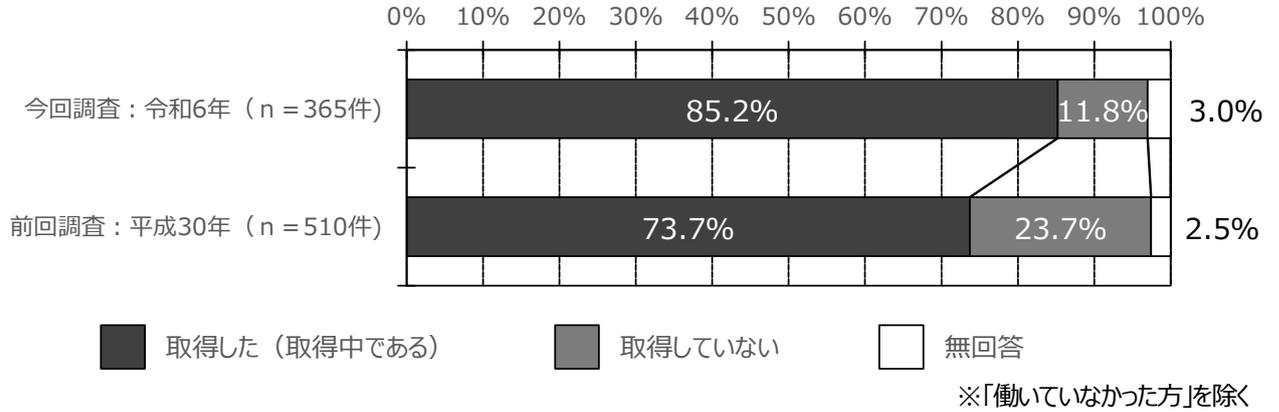
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

## 【ニーズ調査結果】 育児休業制度の利用状況

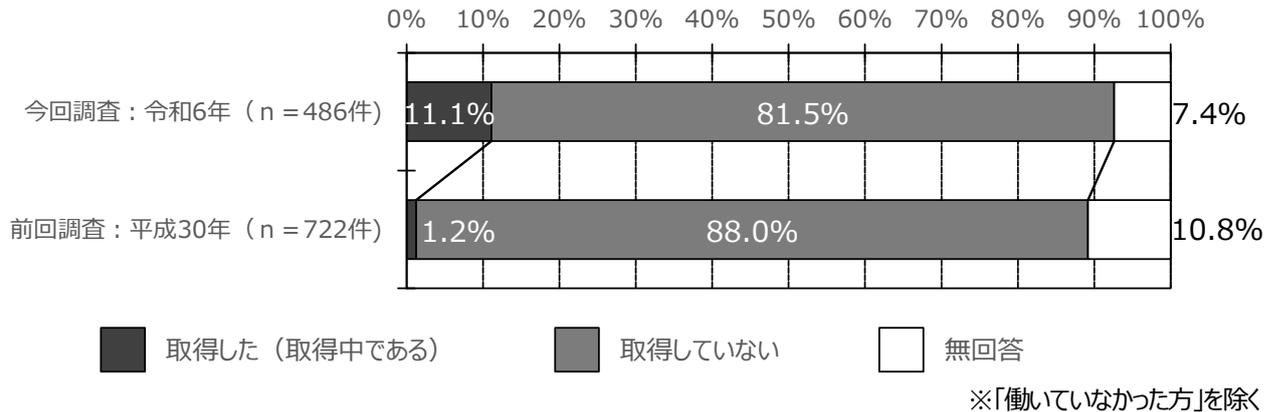
就学前のこどものいる世帯について、育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親は85.2%と8割を超えています。父親では11.1%となっています。

前回調査と比べると、「取得した（取得中である）」母親・父親の割合ともに増加しています。

### ■ 就学前のこどものいる世帯（母親）



### ■ 就学前のこどものいる世帯（父親）

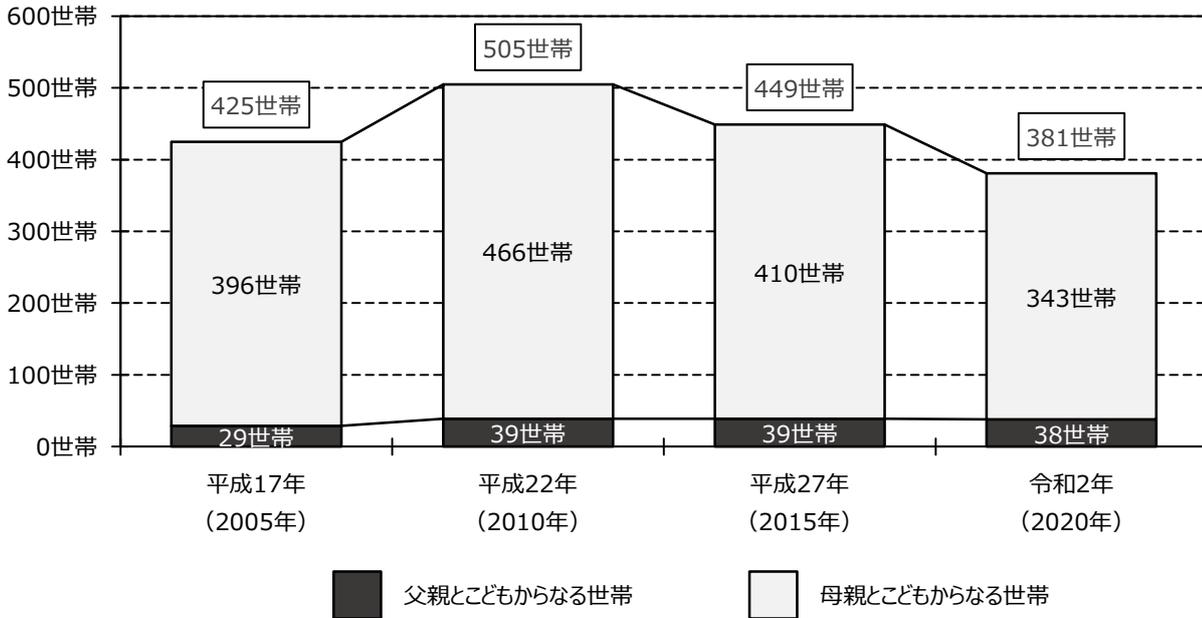


## 2. ひとり親家庭の状況

### (1) ひとり親世帯の推移

18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移をみると、「母親と子どもからなる世帯」は平成22（2010）年以降は減少傾向にあり、令和2（2020）年は343世帯となっています。

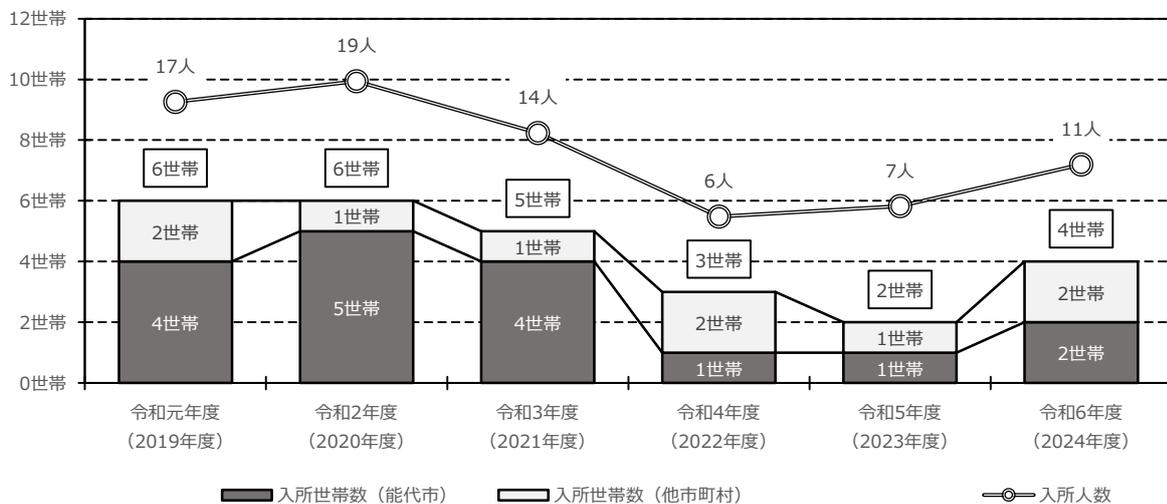
「父親と子どもからなる世帯」は平成22（2010）年以降、ほぼ横ばいに推移しています。



資料：国勢調査

### (2) 母子生活支援施設の入所状況

母子生活支援施設の入所状況は令和3（2021）年度以降減少傾向にありましたが、令和6（2024）年度の入所は4世帯11人と増加しています。

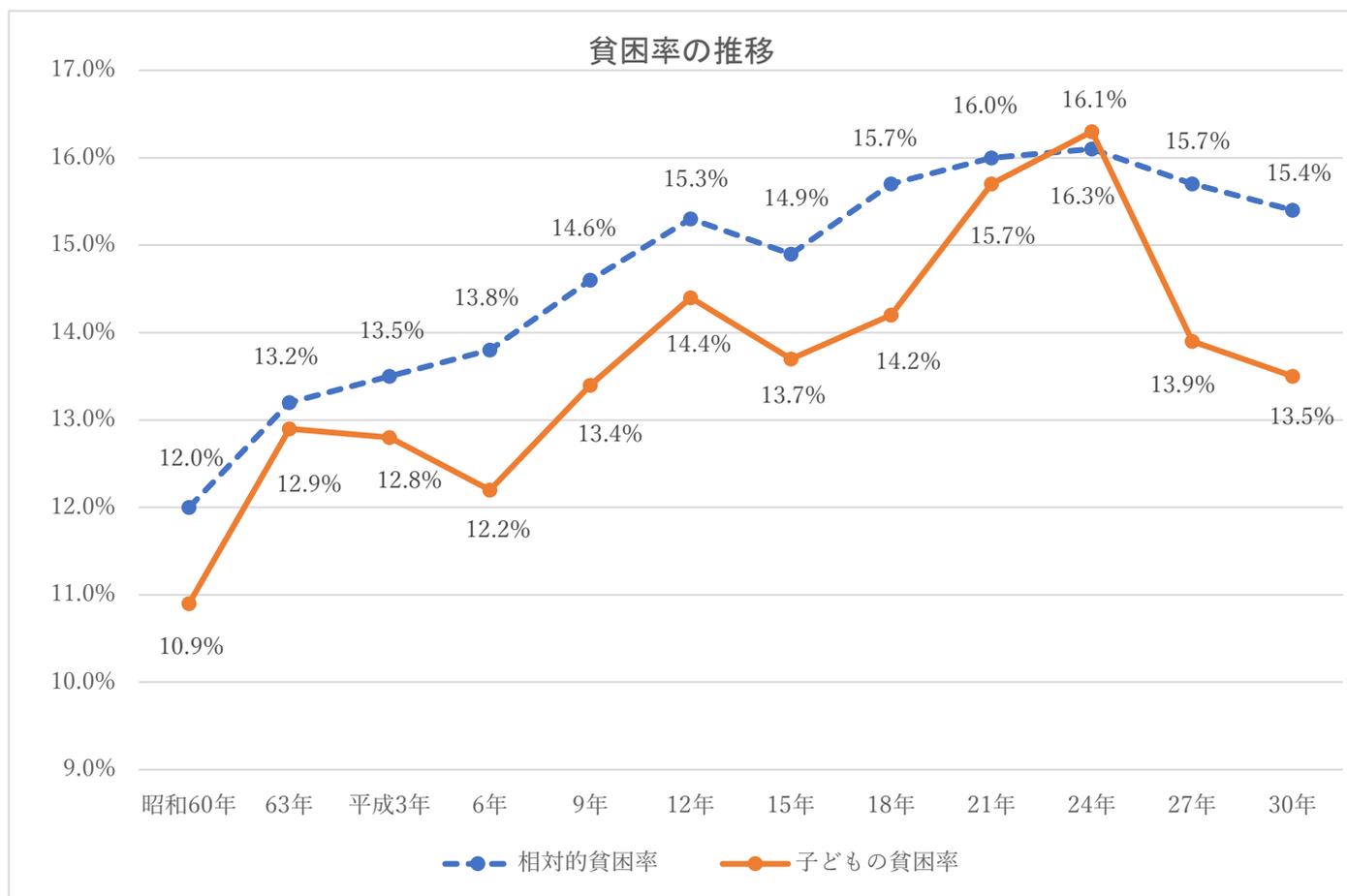


資料：各年度4月1日現在、子育て支援課

### 3. こどもの貧困の状況

#### (1) 全国のこどもの貧困率

令和2（2020）年に公表された平成30（2018）年のこどもの貧困率は13.5%と、近年の調査結果と比較して改善傾向にあるものの、生活の基礎となる衣食住や、学習の機会等が十分に保障されていない子どもたちが、依然として多くいる現状が明らかになっています。



出所：厚生労働省（2020）「2019年国民生活基礎調査 結果の概要」

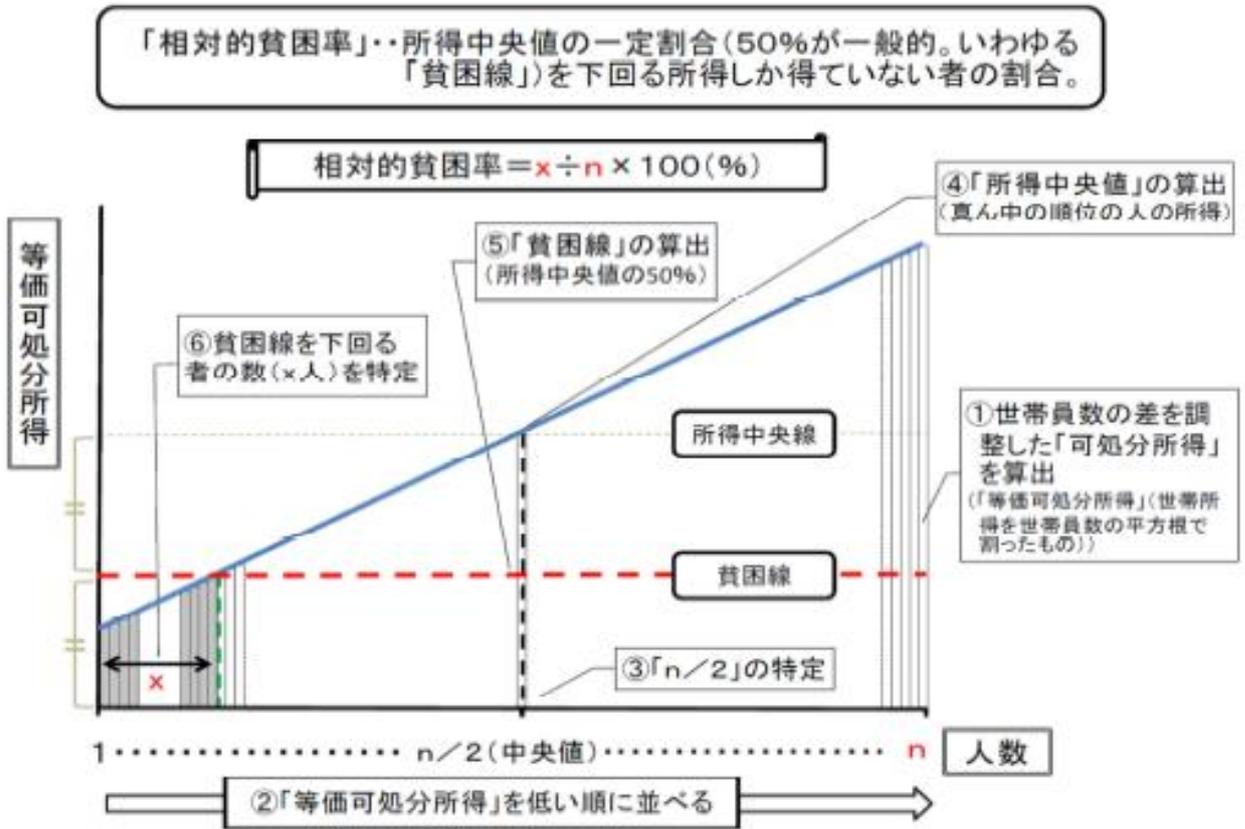
#### 【参考①】 こどもの貧困率とは

国民生活基礎調査において、17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない世帯に属する17歳以下の子どもの割合をいいます。

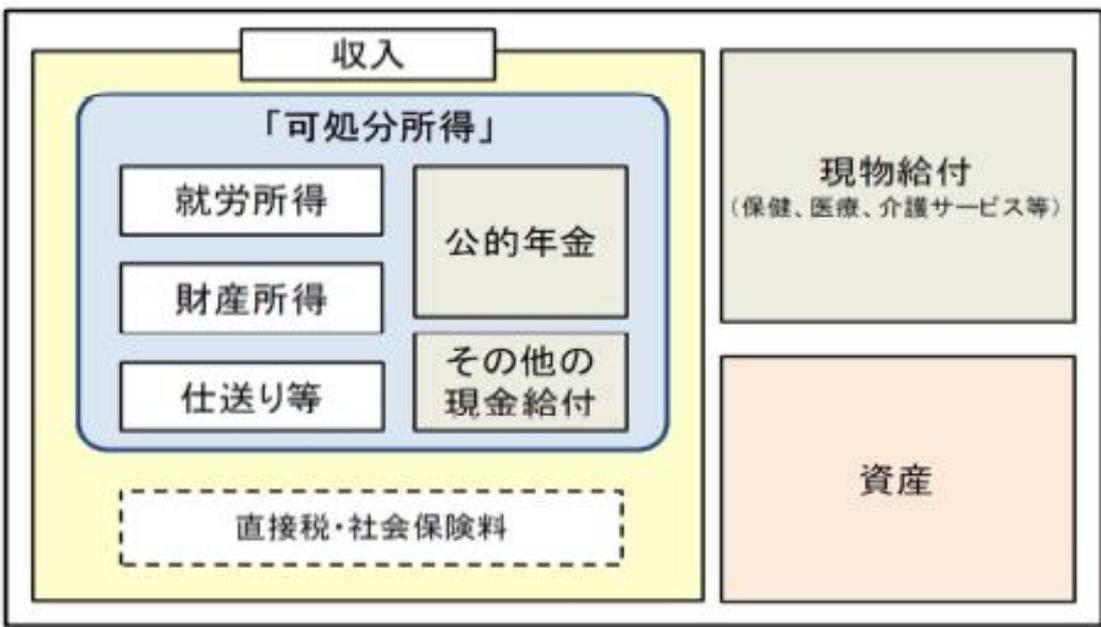
$$\text{こどもの貧困率} = \frac{\text{国民生活基礎調査における貧困線に満たない世帯に属する17歳以下の子ども}}{\text{国民生活基礎調査統計における17歳以下のこどもの総数}}$$

【参考②】 相対的貧困率とは

国民生活基礎調査において、全人員に占める、貧困線に満たない世帯に属する人員の割合をいいます。  
 ※貧困線とは、世帯のいわゆる手取り収入額（世帯人員で調整した額）の中央値の半分のラインです。

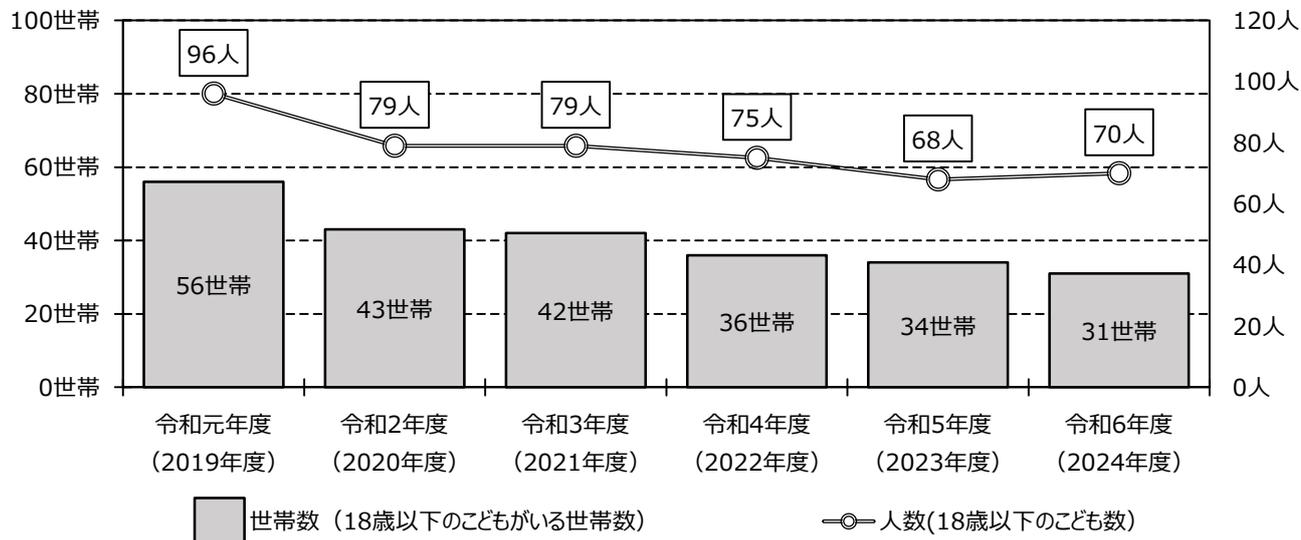


相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



## (2) 18歳以下の子どもがいる生活保護世帯の推移

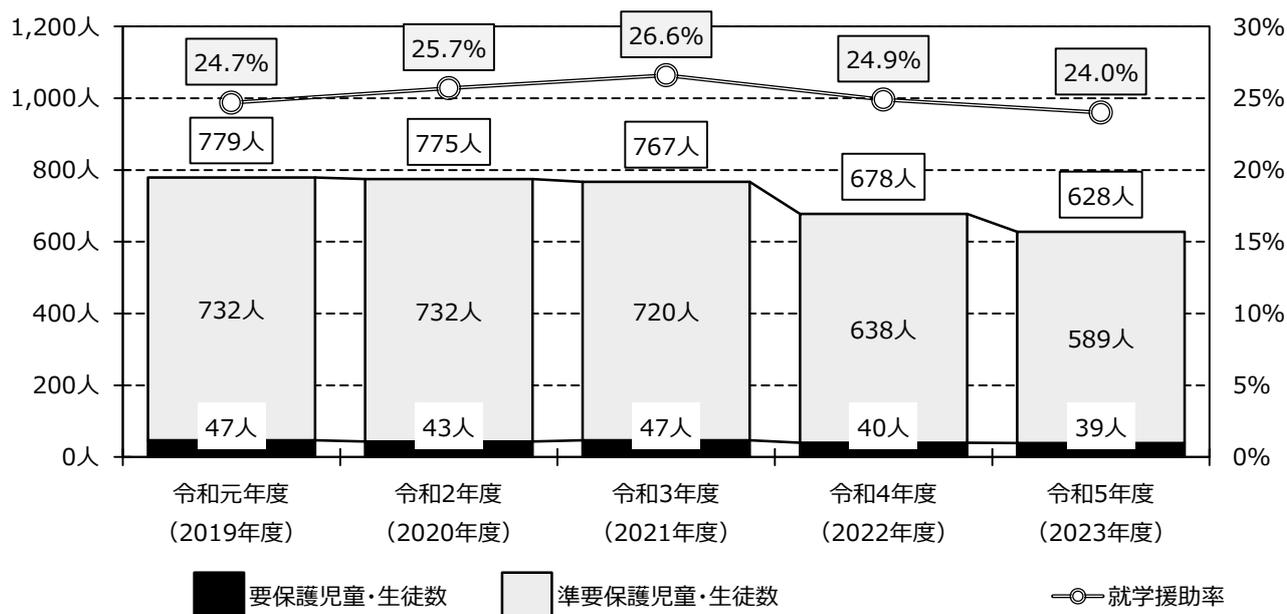
18歳以下の子どもがいる生活保護世帯の数は年々減少しており、令和6（2024）年度には31世帯となっています。また、生活保護世帯に属する18歳以下の子どもの数も減少傾向にあります。



資料：福祉課（各年度4月1日現在）

## (3) 小学校・中学校における就学援助の状況

要保護、準要保護児童・生徒数は概ね減少傾向にあり、令和5（2023）年度は628人、就学援助率は24.0%となっています。

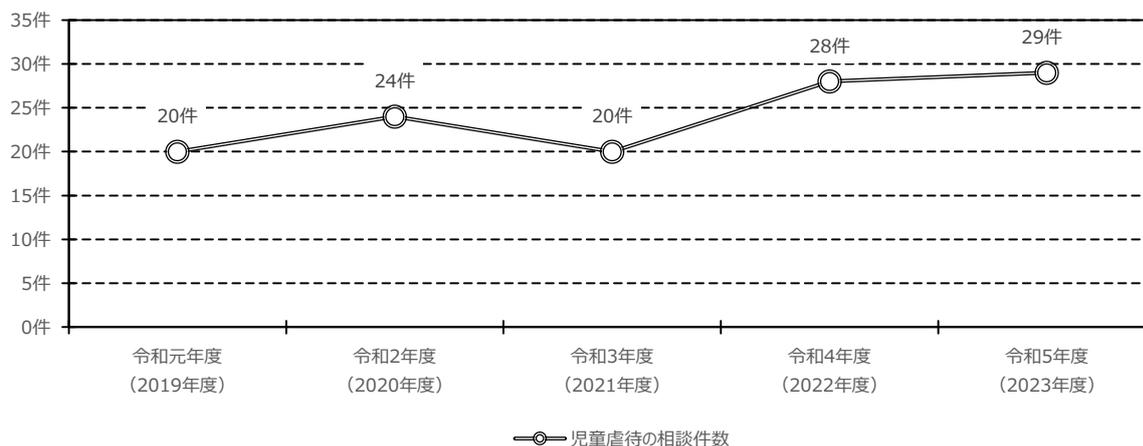


資料：学校教育課（各年度3月1日現在）

## 4. こどもの状況

### (1) 児童虐待の相談件数の推移

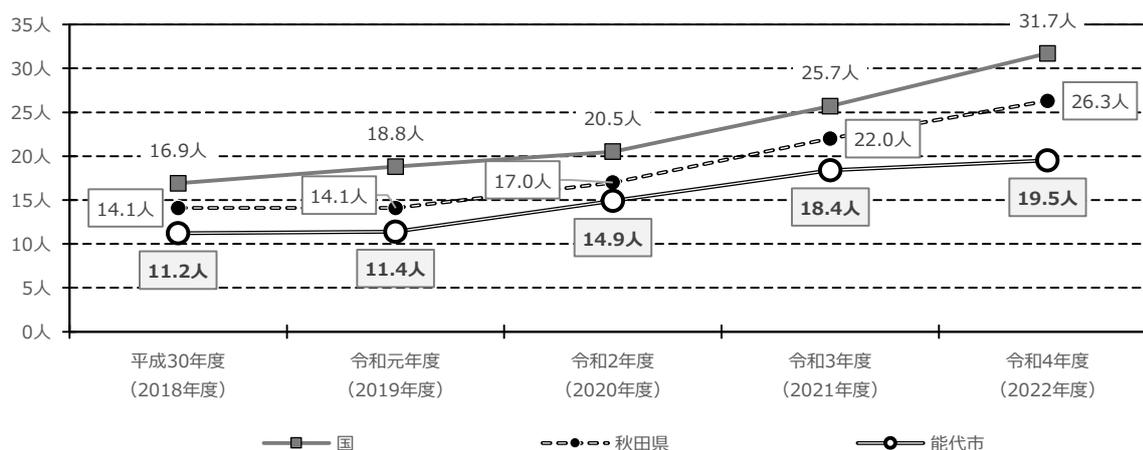
本市における児童虐待の相談件数の推移をみると、令和3（2021）年度にやや減少したものの、概ね増加傾向にあり、令和5（2023）年度には29件となっています。



資料：子育て支援課

### (2) 小学校・中学校における不登校児童・生徒数の推移

不登校児童・生徒数の推移（千人当たり）をみると、国、秋田県、能代市のいずれも増加傾向にあります。



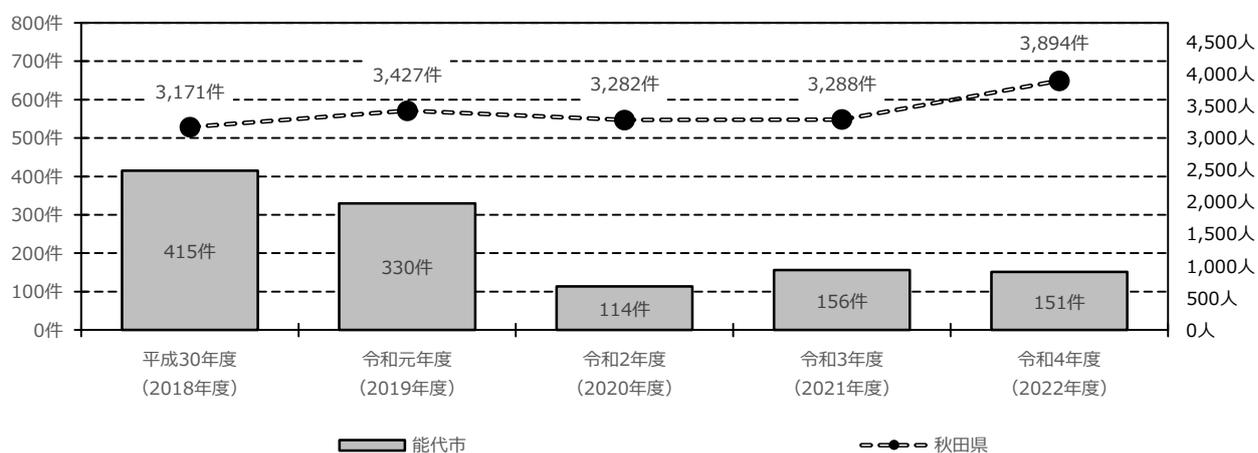
※千人当たりの不登校児童生徒数の推移

資料：国・県 文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査  
市 能代市教育委員会

### (3) 小学校・中学校におけるいじめ認知件数の推移

#### 1) 小学校におけるいじめ認知件数

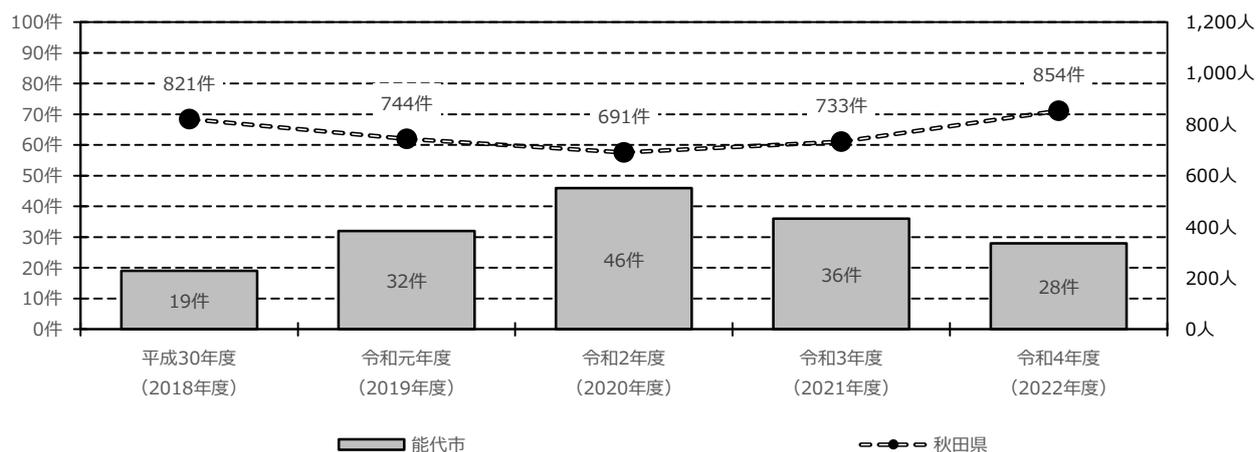
小学校におけるいじめ認知件数は秋田県においてはやや増加傾向にあるものの、本市では減少傾向にあり、平成30（2018）年度の415件から、令和4（2022）年度には151件まで減少しています。



資料：県 秋田県の不登校、いじめ、暴力行為の状況について  
市 能代市教育委員会

#### 2) 中学校におけるいじめ認知件数

中学校におけるいじめ認知件数は秋田県においては令和2（2020）年度以降、増加傾向にあります、本市では令和2（2020）年度の46件から、令和4（2022）年度には28件まで減少しています。



資料：県 秋田県の不登校、いじめ、暴力行為の状況について  
市 能代市教育委員会

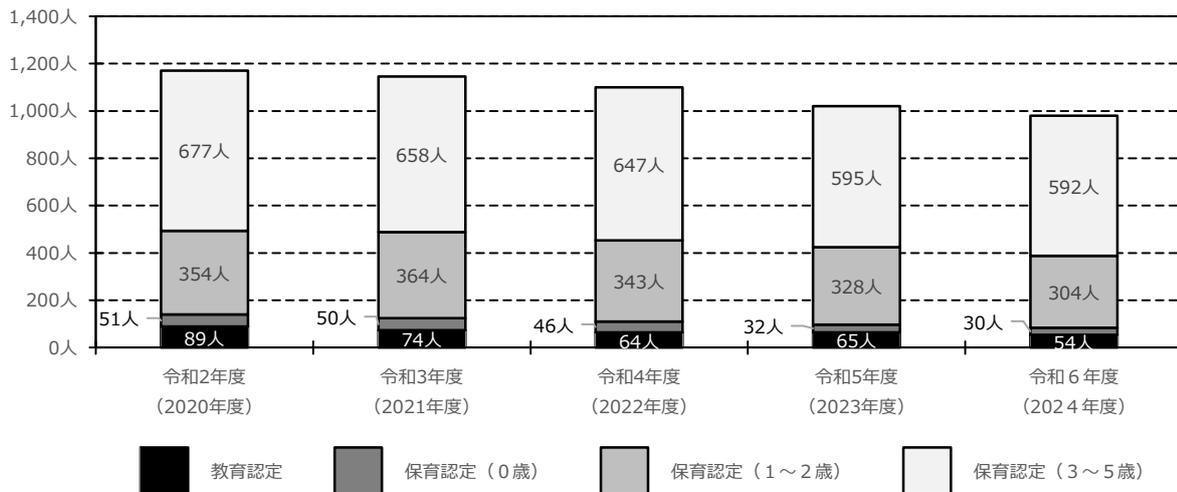
## 5. 教育・保育事業等の状況

### (1) 教育・保育事業

#### 1) 利用児童数の推移

教育・保育事業の利用児童数の推移をみると、教育認定、保育認定ともに減少傾向にあります。

特に教育認定と保育認定（0歳）は減少傾向が強く、令和6（2024）年度は令和2（2020）年度の6割程度の水準まで減少しています。

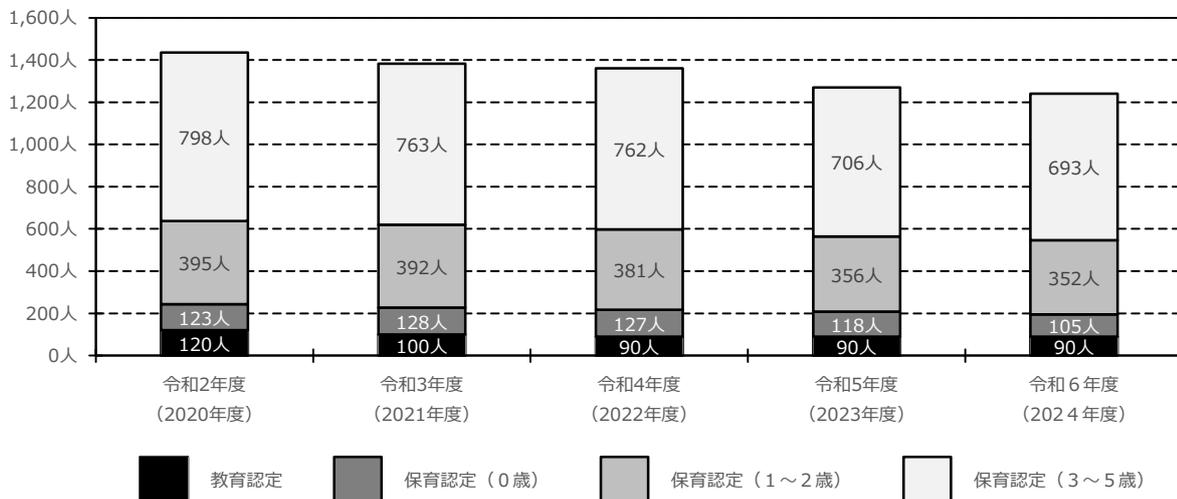


資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

#### 2) 利用定員の推移

教育・保育事業の利用定員の推移をみると、教育認定、保育認定ともに減少傾向にあります。

特に教育認定の定員は、令和2（2020）年度の120人から令和6（2024）年度には90人へと減少しています。



資料：子育て支援課（各年度4月1日現在）

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じて、市町村地域子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業であり、本市では、以下の事業を実施しています。

事業名	概要
利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間を超えて、認定子ども園や保育所等において保育を実施する事業です。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している子どもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保し、子どもの健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場を提供し、子育てについて相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
一時預かり事業	家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定子ども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の場所で、一時的に子どもを預かる事業です。
病児保育事業	病児について、病院・保育所等で付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と当該援助を行う方との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
妊婦健康診査事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

## 6. アンケート調査結果からみた課題

### (1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

ニーズ調査の結果、以下の課題があげられました。今後、これらの課題に対する施策を推進していきます。

#### 課題1 放課後児童クラブの利用ニーズへの対応について

就学前の子どもが小学校就学後に希望する低学年の放課後の過ごし方について、放課後児童クラブの利用ニーズが69.2%であり、前回調査（H30）よりも12.4 ㊦高くなっており、高学年の放課後の過ごし方についても、放課後児童クラブの利用ニーズが41.7%であり、前回調査（H30）よりも8.3 ㊦高くなっています。共働き世帯等の増加に伴い、ニーズが増加しているものと考えられます。子どもの人口や放課後児童クラブの利用率、今後の傾向を適切に把握し、必要に応じて、待機児童の発生防止対策を講じることが必要です。

#### 課題2 職業生活と家庭生活との両立の推進について

育児休業を取得した母親の割合（出産時働いていなかった方を除く）は85.2%で、前回調査（H30）よりも11.5 ㊦高くなっています。また、父親の取得率は11.1%で前回調査よりも9.9 ㊦高くなっています。しかしながら、令和5（2023）年度秋田県労働条件等実態調査によると育児休業を取得した母親の割合は95.3%、父親の割合は32.6%であり、県内の取得率を下回っているのが現状です。

また、「仕事と子育ての両立に向けた企業等への啓発、連携」の充実を求める声が多い状況にあります。

職業生活と家庭生活の両立のためには、子育て世代に対する施策の充実だけでなく、企業が子育て支援に取り組みやすい施策も必要と考えられます。

#### 課題3 子育ての環境や支援への満足度の向上について

子育ての環境や支援への満足度は、就学前の子どもがいる家庭、小学校1年～3年生がいる家庭ともに、「不満」「やや不満」が「満足」「やや満足」を上回っている状態が続いており改善されていません。「不満」「やや不満」と答えた理由としてあげられた「こどもの遊び場の確保」「子育てに関する助成・補助」「子育て環境の向上」について、必要性や効果を検証し、施策を検討する必要があります。

## (2) こどもの貧困に関するアンケート調査

こどもの貧困に関するアンケート調査の結果、以下の課題があげられました。今後、これらの課題に対する施策を推進していきます。

### 課題1 相談体制の充実について

---

貧困に関する相談体制を重要と考える割合が、教育面、生活面、就労面、それぞれにおいて9割程度と高い傾向にあります。また、所得が低い世帯やひとり親世帯等、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、「支援情報の入手方法がわからない」割合が高い傾向にあるほか、自由意見欄においても同様の意見が複数あります。貧困に関する問題の背景には、複合的な要素が絡むことが多いことから、関係機関とも連携した切れ目のない支援に努める必要があります。

### 課題2 生活支援施策の充実について

---

所得が低い世帯やひとり親世帯等、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、経済的な困窮経験が「あった」と答えた割合が高い傾向にあるほか、自由意見欄において、成長に伴い食事の摂取量が多くなることや、昨今の物価高騰により十分に食事を摂らせることができないといった声もあります。

また、就労面では、非正規雇用の割合が父親に比べ母親の方が高い傾向にあり、特に貧困線に満たない世帯においては、父母ともに非正規雇用の割合が高い傾向にあります。全てのこどもが安心して毎日を過ごすことができるよう、保護者の就労や経済的な支援の充実を図ることで、貧困・困難を抱える子育て家庭を支えていく必要があります。

### (3) こども・若者の意識行動に関する調査

こども・若者の意識行動に関する調査の結果、以下の課題があげられました。今後、これらの課題に対する施策を推進していきます。

#### 課題1 困難を抱える若者への支援策の推進について

ひきこもり状態※にある方の出現率が3.18%（251人中8人）であり、そのような状態にある方の半数以上が、7年以上その状態が続いています。

また、無職の状態である方の割合が7.6%（251人中19人）であり、そのうち、今後の就労意向について15.8%（19人中3人）が「まだわからない」としています。

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者は、困難を抱えた状態が長期化・固定化するおそれがあり、将来、自身の職業的自立を困難にするだけでなく、社会的損失ともなりかねません。このため、こうした若者のおかれた状況に応じたサポートを行うほか、相談支援・就労支援体制の強化が必要です。

※「ふだんのくらい外出しますか」という設問に対し、①自室からほとんど出ない、②自室からは出るが、家からは出ない、③近所のコンビニ等には出かける、④趣味の用事のときだけ外出する、のいずれかを回答し、かつ、その状態となって6か月以上経つと回答した者。

#### 課題2 若者への結婚、子育て支援について

将来の結婚意向のうち、「すでに結婚している」36.3%、「いずれは結婚したい」24.3%、「30歳までには結婚したい」13.5%と、結婚の意向がある一方で、「結婚したくない」7.2%と、結婚を希望されない方が少なからずいます。

また、将来のこどもを持つ意向のうち、「すでにこどもがいる」34.3%、「こどもを持ちたいと思う」31.5%と、こどもを持つ意向がある一方で、「こどもを持ちたいと思わない」12.0%と、こどもを持つ意向がない方が一定数おり、その理由として「育児の心理的・肉体的負担が増えるから」、「子育てや教育にお金がかかるから」、「自分や夫婦の時間が減るから」があげられています。

社会情勢やライフデザイン等の変化に伴い、結婚やこどもを持つことに対する価値観が多様化する中、それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを生み育てることができる社会の実現に向けて、若者への結婚、子育て支援を推進します。

## Ⅲ 計画の基本的な方向

### 1. 計画の基本理念

こども基本法では、全てのこども・若者が、日本国憲法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる社会を目指していくことを掲げています。

本計画では、これまでに推進してきた「子どもの育ちと子育てをみんなで支え合うまち のしろ」の基本理念を継承し、全てのこどもや若者が自立した個人として権利が保障され、将来にわたって健やかに成長できるよう社会全体で支え合うまちの実現を目指し、基本理念を「全てのこども・若者の今と未来をみんなで支え合うまち のしろ」としました。

全てのこども・若者の今と未来をみんなで支え合うまち のしろ

### 2. 計画の基本的な視点

基本理念の実現に向け、次の4つの基本的な視点により、施策を展開していきます。

**(1) こども・若者の権利や個性を尊重し、対話を通して、こども・若者の最善の利益を図る**

こども・若者の権利を保障し、多様な人格・個性を尊重するとともに、意見を聴き、対話をしながら、こども・若者の最善の利益を図る施策を展開していきます。

**(2) こども・若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応する**

乳幼児期から青年期に至るまで特定の年齢で途切れることがないよう、こども・若者を支援するとともに、子育て当事者についても妊娠期から出産・子育て期まで切れ目なく支援する施策を展開していきます。

**(3) 全てのこども・若者が安心して生活できる成育環境を整える**

困難な状況にあるこども・若者や家族を含め誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じたきめ細やかな施策を展開していきます。

**(4) こども・若者と子育て当事者を社会全体で支援する**

社会のあらゆる分野の全ての人々が、それぞれの立場で、また相互に協力、協働しながら、こども・若者と子育て当事者を支えるための環境を整備していきます。

### 3. 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の基本目標を掲げ、子ども・若者支援策の展開を図ります。

#### 基本目標1 子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備

子ども・若者が、自立した個人として権利が保障され、自らの意見を表明し、社会参画を通して、一人ひとりが思う幸福な生活を送ることができるよう、子ども・若者の最善の利益を図る必要があります。

家庭・地域・行政・関係機関が一体となって、乳幼児期から学童期、思春期、青年期までライフステージに応じて切れ目なく支援することで、子ども・若者が健やかに成長できるための環境整備を推進していきます。

#### 基本目標2 困難を有する子ども・若者への支援

全ての子どもや若者がいかなる環境、家庭状況にあっても分け隔てなく大切にされ、自らが希望する未来に向けて主体的に生きていくことができるよう、生活等に困難を抱える子どもや若者の早期把握に努めるとともに、相談支援の連携を強化し、教育、生活、就労等、多方面に対する重層的・包括的な支援を行います。

#### 基本目標3 子育てを社会全体で支える体制の充実

少子化や核家族化、地域とのつながりの希薄化等、家庭をめぐる環境が変化している中、子育て当事者が、孤立感や経済的な不安、過度な使命感や負担感を抱くことなく、ゆとりをもって子どもに向き合えるようにすることが、子ども・若者の健やかな成長のために重要です。

子どもを生き育てやすい環境を整えるため、子育て当事者を社会全体で支える体制を整備していきます。

## 4. 計画における目標値

項目	現在値 (R6)	目標値 (R11)	対象	出典
「幸せだ」と感じているこどもの割合（小5）	84%	90%	小学生	市こども意識調査
「幸せだ」と感じているこどもの割合（中2）	77%	90%	中学生	市こども意識調査
「自分の意見が聴いてもらえている」と思うこどもの割合（小5）	89%	90%	小学生	市こども意識調査
「自分の意見が聴いてもらえている」と思うこどもの割合（中2）	89%	90%	中学生	市こども意識調査
「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこどもの割合（小5）	89%	90%	小学生	市こども意識調査
「どこかに助けしてくれる人がいる」と思うこどもの割合（中2）	92%	92%	中学生	市こども意識調査
「安心できる場所がある」と感じているこどもの割合（小5）	97%	97%	小学生	市こども意識調査
「安心できる場所がある」と感じているこどもの割合（中2）	92%	92%	中学生	市こども意識調査
「自分にはよいところがある」と思う児童の割合（小5）	79%	90%	小学生	秋田県学習状況調査
「自分にはよいところがある」と思う生徒の割合（中2）	85%	90%	中学生	秋田県学習状況調査
「将来の夢や目標」をもっている児童の割合（小5）	95%	95%	小学生	秋田県学習状況調査
「将来の夢や目標」をもっている生徒の割合（中2）	83%	90%	中学生	秋田県学習状況調査
「地域のためになる活動に進んで取り組みたい」と思う児童の割合（小5）	93%	93%	小学生	秋田県学習状況調査
「地域のためになる活動に進んで取り組みたい」と思う生徒の割合（中2）	88%	90%	中学生	秋田県学習状況調査
「社会生活や日常生活を円滑に送ることができる」と思うこども・若者の割合	53%	70%	高校生相当 ～39歳	市こども・若者意識調査
「自分のことが好きだ」と思うこども・若者の割合	66%	70%	高校生相当 ～39歳	市こども・若者意識調査
「自分の将来は明るい」と思うこども・若者の割合	54%	70%	高校生相当 ～39歳	市こども・若者意識調査
「子育てを地域で支えあう雰囲気がある」と思う市民の割合	16%	35%	全市民	市民意識調査
「子どもを生み育てやすい」と思う市民の割合	20%	40%	全市民	市民意識調査

## 5. 施策体系

### 【基本理念】

全ての子ども・若者の今と未来をみんなで支え合うまち のしろ

基本目標	ライフステージ別等	施策	
子ども・若者が健やかに成長できる環境の整備	ライフステージを通して	1	子ども・若者が権利の主体であること社会全体での共有等
		2	多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
		3	子ども・若者の自殺対策、犯罪等から子ども・若者を守る取組
	子どもの誕生前から幼児期まで	4	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療対策
		5	子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
		6	幼児期における教育・保育の提供と質の向上
	学童期・思春期	7	子どもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の整備
		8	小児医療体制の確保、心身の健康づくりの推進
	青年期	9	就労支援、雇用と経済的支援のための取組
		10	結婚を希望する方への支援
困難を有する子ども・若者への支援	ライフステージを通して	1	児童虐待防止対策、社会的養育支援の充実
		2	障がい児・医療的ケア児等への支援
		3	子どもの貧困対策
	学童期・思春期	4	いじめ防止と困難を有する子どもへの支援
	青年期	5	社会的自立に困難を有する若者への支援
子育てを社会全体で支える体制の充実	ライフステージを通して	1	子育てや教育に関する経済的負担の軽減
		2	地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の展開
		3	共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進
		4	ひとり親家庭への支援

## IV 施策の展開

### 基本目標 1 こども・若者が健やかに成長できる環境の整備

#### (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

##### 現状と課題

こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和 5 (2023) 年 4 月に施行されました。こども基本法では、児童の権利に関する条約※の 4 つの原則である「差別の禁止 (差別のないこと)」、「生命、生存及び発達に対する権利 (命を守られ成長できること)」、「児童の意見の尊重 (意見を表明し参加できること)」及び「児童の最善の利益 (子どもにとってもっともよいこと)」に相当する内容をこども施策の基本理念として規定しています。全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないことや、愛され保護される権利が守られること等を掲げています。

こども施策を推進していく上で、こども基本法の趣旨や内容について社会全体の理解を促進するため、様々な機会において情報提供や啓発を行うとともに、人権尊重の意識高揚を図っていく必要があります。

※児童の権利に関する条約は、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められており、現在では、日本を含めた世界 196 の国・地域が締約している世界的な条約です。

##### 施策の方向性

- こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、こども基本法及び児童の権利に関する条約の普及啓発に努めます。
- こども・若者やこども・若者に関わり得る全ての大人を対象に、人権尊重の意識を高める人権教育及び人権啓発活動を推進します。

##### 主な事業・取組

#### ① こども・若者の権利に関する普及啓発活動事業【子育て支援課】

ホームページへの掲載や各種イベント等の際、国で作成したパンフレットを配布するなどして、こども基本法及び児童の権利に関する条約の普及啓発を行い、こども・若者が、ともに社会を創る担い手であるという意識の高揚を図る。

#### ② 能代市こども・若者いけんぷらす【子育て支援課】

こどもの最善の利益を図るため、本市のこども施策に関するテーマに関し、アンケートや対面での意見交換等、多様な手法を組み合わせながら、こども・若者の意見表明の機会を確保する。

#### ③ 就学前教育・学校教育における人権教育の推進【子育て支援課/学校教育課】

保育所等での保育や学校での授業、行事等において、人権に関わる理解を深める取組を行う。

#### ④ 人権啓発活動事業【市民活力推進課】

「人権の花運動」を通して、命の大切さや、思いやりの心等、豊かな人権感覚を育てる。

## (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

### 現状と課題

遊びや体験活動は、こどもの健やかな成長の原点であり、遊びや体験活動を通じて、社会情動的スキルを育むことに加え、多様な動きを身に付け、健康を維持することにつながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながるとされております。

ニーズ調査では、こどもが伸び伸びと遊べる屋内の遊び場の整備を望む意見が多数ありました。

こども・若者の健やかな育ちを支えるため、遊びや体験活動の重要性についての啓発等を推進するとともに、年齢や発達に応じて、多様な遊びや体験活動ができるよう環境を整備していく必要があります。

### 施策の方向性

- こども・若者の健やかな成長のため、年齢や発達に応じた豊かな遊びや体験活動を推進します。
- 能代市こども読書活動推進計画に基づき、読書活動を推進します。
- 能代市食育推進計画に基づき、食育を推進します。
- こどもの多様な遊びや体験活動を確保するため、全天候型の遊び場の整備を進めます。

### 主な事業・取組

#### ① 「あそびのチカラ」プロジェクト【子育て支援課】

教育・保育の質の向上を図るため、人格形成における乳幼児期の「遊び」の重要性について、啓発活動を推進する。

#### ② 子育て支援センター事業【子育て支援課】

育児相談、子育て家庭の交流、育児サークルへの支援等を行うほか、子育て支援講座、会議、講習会での託児支援等の取組を行う。

#### ③ つどいの広場事業【子育て支援課】

子育て家庭の交流、育児相談を行うほか、一時預かりを実施する。

#### ④ 都市公園等の改修・維持管理【都市整備課】

こどもの安全な遊び場を確保するため、都市公園等の改修・維持管理を行う。

#### ⑤ 特色ある教育活動推進事業【学校教育課】

小中学校の総合的な学習の時間等で様々な体験活動を実施する。

#### ⑥ ふるさと教育事業【学校教育課】

小中学校のふるさと学習活動を発表する交流会等を開催する。

#### ⑦ 放課後子ども教室推進事業【生涯学習・スポーツ振興課】

放課後・週末等のこどもの居場所づくりとして、学校の図書室や体育館等の開放、週末の体験活動を実施する。

#### ⑧ 民俗芸能等振興事業【生涯学習・スポーツ振興課】

地域に伝承されてきた民俗芸能の修芸に励む小中学生・高校生及び継承活動を行う団体を支援する。

## ⑨ 子ども館事業【子ども館】

子ども館において、こどもの科学に対する関心を高めるため、JAXA 等の関係機関と連携した講座やイベントを実施する。

## ⑩ 公民館事業【生涯学習・スポーツ振興課】

中央公民館や二ツ井公民館等において、様々な体験活動の実施や学習機会の提供を行う。

## ⑪ 読書活動推進事業【生涯学習・スポーツ振興課】

こどもが気軽に読書に親しむことができる環境づくりのため、こどもの読書活動を推進する。

## ⑫ 図書館事業【生涯学習・スポーツ振興課】

能代図書館と二ツ井図書館において、図書館劇場やおはなし会を開催し、本に親しみを持ってもらうなど、読書活動を推進する。

## ⑬ 食育推進計画推進事業【農業振興課】

農作業体験や食育セミナー等を開催するとともに、のしろ産業フェア等の開催に合わせ食育の周知を行うなど、計画的・総合的に食育の推進を図る。

## ⑭ 保育所等における食育推進事業【子育て支援課】

保育所や認定こども園において、野菜等の栽培や収穫体験を行う。

## ⑮ 学校における食育推進事業【学校教育課】

小中学校において、地場産農作物を使った給食の提供や、食習慣等に関する情報提供等を行う。

## ⑯ 子ども料理教室事業【生涯学習・スポーツ振興課】

年長児から小学3年生までを対象に「子ども料理教室」を、小学4年生から6年生までを対象に「キッズレストラン」を開催する。

## ⑰ 児童館運営事業【市民福祉課】

二ツ井児童館において、全てのこどもを対象に健全な遊び場を提供する。

## ⑱ 部活動地域移行推進計画【生涯学習・スポーツ振興課】

将来にわたりこどもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、段階的に部活動の地域移行を推進する。

## ⑲ 青少年健全育成団体育成事業【生涯学習・スポーツ振興課】

能代市の将来を担う青少年の自立・成長を促すため、能代市子ども会育成連合会や青少年育成能代市民会議関連行事等と連携し、ボランティア活動や非行防止街頭キャンペーンの実施、各種啓発活動、事故防止の安全看板の設置等の社会環境づくりを行う。

## ⑳ こどもまんなか交流施設整備事業【子育て支援課】

こどもの健やかな成長と保護者の子育てを地域全体で支援するための拠点施設として、遊びの空間や子育てに関する相談支援機能等を有することも・子育て支援施設の整備を進める。

## (3) 子ども・若者の自殺対策、犯罪等から子ども・若者を守る取組

### 現状と課題

子ども・若者の自殺対策については、自殺予防キャンペーンや相談窓口の設置、命の大切さや尊さを実感できる教育の推進等、関係機関が連携・協働し、取組を進めています。

安全で安心な生活の確保は、子ども・若者が健やかに育つための前提といえます。犯罪被害や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、学校や地域等において防犯・交通安全対策、防災対策、有害環境対策等をさらに進めていく必要があります。

社会の情報化が進展する中、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報が氾濫しています。犯罪被害につながる問題も起きており、子どもや保護者に対する啓発等を通じて、安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組むことが重要となっています。

### 施策の方向性

- 能代市自殺対策計画に基づき、子ども・若者の自殺対策を推進します。
- 子どもの生命を守り、事故等からの安全を確保するため、安全対策等を推進します。
- 関連機関・団体等と連携し、子ども・若者や保護者に対する非行防止活動やインターネットの安全利用に関する啓発活動等を促進します。

### 主な事業・取組

#### ① 子ども・若者の自殺対策の推進【健康づくり課】

第2期能代市自殺対策計画に基づき、自殺予防キャンペーンの実施や中学3年生・若者に向けたパンフレットの配布、メンタルチェックシステム「こころの体温計」を導入し、自身のストレスの程度やこころの健康に対する理解、関心を促進することを通じて、子ども・若者の自殺対策を推進する。

#### ② こころの相談電話（心のセーフティーネット相談窓口）【健康づくり課】

より相談しやすい環境の整備のため専用電話を設置し、相談者の不安や悩みの軽減、解消を図るために保健館による電話相談を行い、必要に応じて関係機関と連携する。

#### ③ SOS の出し方に関する教育【学校教育課】

SOS レターを配布するなど、学校教育全般で命を守る教育を行う。

#### ④ 学校安全対策の推進【学校教育課】

各小中学校において、月に1回以上の安全点検を行うなど、学校安全対策を推進する。

#### ⑤ 通学路の安全点検の実施【学校教育課】

通学路の危険箇所について、道路管理者、警察、教育委員会、学校関係者で点検し、改善に向けて協議する。

#### ⑥ 防犯ブザー配布事業【学校教育課】

犯罪から身を守るため小学校新入学児に対して、防犯ブザーを配布する。

### **⑦ 青少年健全育成団体育成事業【生涯学習・スポーツ振興課】（再掲）**

能代市の将来を担う青少年の自立・成長を促すため、能代市子ども会育成連合会や青少年育成能代市民会議関連行事等と連携し、ボランティア活動や非行防止街頭キャンペーンの実施、各種啓発活動、事故防止の安全看板の設置等の社会環境づくりを行う。

### **⑧ 情報モラル教育の推進【学校教育課】**

小中学校の授業や行事等において、SNS等の適切な活用について理解を深める取組を行う。

## (4) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療対策

### 現状と課題

妊娠前から妊娠、出産、幼児期までを通じて、不安なく、安心して過ごすことができるよう妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、こどもと母親の健康が保てるよう妊婦保健指導や乳幼児健診、産後ケア等を実施しています。

また、虐待の予防的な対応や子育てに困難を抱える家庭の早期把握・対応に取り組んでいますが、相談件数が増加傾向にあることから、能代市こども家庭センターを設置し、伴走型相談支援をさらに充実させることにより、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援体制を強化していく必要があります。

### 施策の方向性

- 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援体制を構築し、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談支援の強化を図ります。
- 各種訪問指導や乳幼児健診等を適切に行い、こどもと母親の健康を保つための環境を整えます。

### 主な事業・取組

#### ① こども家庭センター事業【子育て支援課】

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かし、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、「こども家庭センター」を設置する。

#### ② 妊婦等包括相談支援事業【子育て支援課】

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境づくりを目指し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。

#### ③ 妊婦支援給付金事業【子育て支援課】

妊娠届出時及び出産後に給付金を支給する。

#### ④ 不妊治療費助成事業【子育て支援課】

特定・一般不妊治療及び不育症治療に対して助成する。

#### ⑤ 母子健康手帳交付事業【子育て支援課】

妊娠の届出をした妊婦に対して、母子健康手帳を交付する。

#### ⑥ 妊婦保健指導事業（妊婦栄養相談含む）【子育て支援課】

母子健康手帳交付時等に、栄養相談等、様々な相談に応じる。

#### ⑦ ハローめん choco くらす（母親・両親学級）事業【子育て支援課】

妊娠・出産・子育てに役立つ情報の紹介や赤ちゃんのお世話のこと等、より良いマタニティーライフとこれから始まる赤ちゃんとの生活を応援する講座を実施する。

**⑧ 母子健康教育事業【子育て支援課】**

妊娠前からの健康管理の大切さ等、母子保健に関する知識の普及・啓発を行う。

**⑨ 母子訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業含む）【子育て支援課】**

妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康に関する指導や相談支援を行う。

**⑩ 妊婦健康診査事業【子育て支援課】**

妊娠中に受診すべき定期健康診査費用の一部を助成する。

妊婦健康診査の結果によっては、訪問指導等を実施し、異常の早期発見、早期治療を図る。

**⑪ 産後ケア事業【子育て支援課】**

産後間もない母子に対し、病院への宿泊や助産師等の訪問により、母親の身体的・心理的ケアや新生児の育児指導等を行う。

**⑫ 新生児聴覚検査助成事業【子育て支援課】**

医療機関での新生児聴覚検査に要した費用を助成する。

**⑬ 産婦健康診査事業【子育て支援課】**

産婦健康診査を医療機関で受診する際の費用を助成する。

**⑭ 母乳育児相談事業【子育て支援課】**

母乳育児相談及び母乳マッサージに要した費用の一部を助成する。

**⑮ すまいる♡めん choco 定期便事業【子育て支援課】**

令和6（2024）年4月1日以降に生まれた0歳児がいる家庭を対象に、定期的な見守りを行い、育児用品等を届ける。

**⑯ 未熟児養育医療給付事業【子育て支援課】**

入院養育を必要とする未熟児に対して、指定養育医療機関において養育に必要な医療の給付を行う。

**⑰ 未熟児訪問指導事業【子育て支援課】**

未熟児（身体の発育が未熟のまま出生した乳児）の家庭を訪問し、母子の健康に関する指導や相談に応じ、必要に応じて福祉制度へつなげるなど、育児を支援する。

**⑱ 乳幼児健康診査事業【子育て支援課】**

乳幼児の健康の保持増進を図る。

疾病や発育発達及び育児環境上の問題を早期に把握し、適切な支援を行う。

**⑲ 育児相談事業【子育て支援課】**

乳幼児健診等で経過観察となったケースに対して継続的に状況把握や相談に応じたり、相談希望者から随時に相談に応じる。

**⑳ 予防接種事業【子育て支援課】**

感染症の流行を防ぐため、乳幼児や妊婦を対象に各種予防接種を実施する。

**②① フッ化物洗口事業【健康づくり課】**

年長児のいる全ての保育所及び認定こども園と小中学校で、むし歯予防対策であるフッ化物洗口を実施する。

**②② 5歳児親子相談事業【学校教育課】**

3歳児健診から就学時健診までの橋渡しとして、5歳（年中）のこどもを対象に成長過程等の確認を行うとともに、保護者の育児相談に応じる。

**②③ 福祉医療（マル福）【市民保険課】**

乳幼児、小中高生等の医療費の自己負担金を助成する。

## (5) こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

### 現状と課題

こどもの健やかな育ちを保障するためには、こどもの心身の状況や置かれた環境等に配慮しつつ、等しく切れ目なく支援する必要があります。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる時期として特に重要であり、国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」では、乳幼児の育ちの特徴であるアタッチメント（愛着）と遊びの重要性など、社会全体で共有すべきとする理念や基本的な考え方を示しています。

保護者や幼児教育・保育施設、学校や地域の全ての人々が、幼児期までのこどもの育ちや遊びの重要性への理解を深め、こどもの権利や尊厳を守り、一人ひとりの思いを尊重しながらこどもに関わることができるよう啓発活動を進めるとともに、豊かな遊びの環境を整えていく必要があります。

### 施策の方向性

- 国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」に基づき、こどもの発達への理解促進を図り、健やかな育ちを保障するための取組を推進します。
- 子育て制度や各種施策等、子育て支援情報の効果的な提供に努めます。
- こどもの多様な遊びや体験活動を確保するため、全天候型の遊び場の整備を進めます。

### 主な事業・取組

#### ① 「あそびのチカラ」プロジェクト【子育て支援課】（再掲）

教育・保育の質の向上を図るため、人格形成における乳幼児期の「遊び」の重要性について、啓発活動を推進する。

#### ② 家庭教育支援事業【生涯学習・スポーツ振興課】

保護者等におけるこどもの教育（家庭教育）を支援する。

#### ③ 子育て支援センター事業【子育て支援課】（再掲）

育児相談、子育て家庭の交流、育児サークルへの支援等を行うほか、子育て支援講座、会議、講習会での託児支援等の取組を行う。

#### ④ つどいの広場事業【子育て支援課】（再掲）

子育て家庭の交流、育児相談を行うほか、一時預かりを実施する。

#### ⑤ ファミリー・サポート・センター事業【子育て支援課】

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）を会員とする組織により、一時的な預かり等、一対一による助け合いを実施する。

#### ⑥ わか杉っ子！育ちと学び支援事業【子育て支援課】

幼児教育・保育アドバイザーを配置し、保育所等への訪問等により、園内研修への指導・助言や研修会による人材育成支援、幼保小連携の取組を推進する。

#### ⑦ 保育所等における食育推進事業【子育て支援課】（再掲）

保育所や認定こども園において、野菜等の栽培や収穫体験を行う。

**⑧ 子ども料理教室事業【生涯学習・スポーツ振興課】（再掲）**

年長児から小学3年生までを対象に「子ども料理教室」を、小学4年生から6年生までを対象に「キッズレストラン」を開催する。

**⑨ 「移動式赤ちゃんの駅」貸出事業【子育て支援課】**

屋外イベント時に移動式赤ちゃんの駅（屋外での授乳及びおむつ交換用のテント）を貸し出す。

**⑩ 子育てマップ発行事業【子育て支援課】**

子育て支援サービスを提供する施設の情報や場所、連絡先等を記載した「のしろ子育てエンジョイ！マップ」を発行する。

**⑪ 子育て支援情報提供事業【子育て支援課】**

市ホームページや市広報、アプリ等を活用し、子育て支援に関する情報を提供する。

**⑫ こどもまんなか交流施設整備事業【子育て支援課】（再掲）**

こどもの健やかな成長と保護者の子育てを地域全体で支援するための拠点施設として、遊びの空間や子育てに関する相談支援機能等を有することも・子育て支援施設の整備を進める。

## (6) 幼児期における教育・保育の提供と質の向上

### 現状と課題

少子化を背景に、保育所や認定こども園への入所児童数は年々減少しているものの、女性の就業率の増加等に伴い、特に0～2歳児の利用率は増加傾向にあります。保育所や認定こども園では、豊かな遊びの環境を整えこどもの育ちを支えるとともに、保護者の多様なニーズに対応するため延長保育や一時預かり等を実施し、保護者支援に取り組んでいます。

幼児教育・保育は、こどもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。幼児教育・保育施設においては、保育士等の処遇改善や研修会等により人材の確保・育成に努め、質の向上を図っています。また、こどもの育ちや学びの連続性に配慮した教育・保育が重要であることから、幼保小の連携を強化し、円滑な接続を図るための取組を推進していく必要があります。

### 施策の方向性

- 保育所や認定こども園における教育・保育の提供や保護者の多様なニーズに応じた保育サービスの実施等、適切な教育・保育の提供に努めます。
- 親の就労状況に関わらず、月に一定時間保育所等へ通園できる「乳児等通園支援事業」について、国の本格実施に合わせ、令和8（2026）年度から実施します。
- 保育所や認定こども園における教育・保育の質の向上を図るため、保育士等の確保対策や処遇改善を行うほか、各種研修会や幼保小連携の充実を図ります。

### 主な事業・取組

#### ① 延長保育事業【子育て支援課】

認可保育所、認定こども園において、時間を延長してこどもを保育する。

#### ② 一時預かり事業【子育て支援課】

認可保育所等において、保護者の傷病や冠婚葬祭等のため、家庭でこどもを世話することができない場合に一時的にこどもを預かる。

#### ③ 病児保育事業（病児対応型）【子育て支援課】

病気の回復期に至らない場合でかつ、当面の急変が認められない小学校6年生までのこどもで、保護者の労働等の理由により家庭での保育が困難な場合、医療機関の専用スペースで一時的にそのこどもを預かる。

#### ④ 病児保育事業（体調不良児対応型）【子育て支援課】

保育中に微熱を出すなど「体調不良」となったこどもを、保護者が迎えに来るまでの間、安静が確保されるスペースで看護師がこどもを預かる。

#### ⑤ 休日保育事業【子育て支援課】

日曜・祝日等の休日の保育ニーズに対応するため、休日にこどもを保育する。

#### ⑥ 障がい児保育事業【子育て支援課】

認可保育所、認定こども園等において、障がい児の受け入れを行う。

**⑦ 医療的ケア児保育支援事業【子育て支援課】**

認可保育所、認定こども園等において、医療的ケア児の受け入れを行う。

**⑧ 乳児等通園支援事業【子育て支援課】**

親の就労状況等に関わらず、保育所等に通っていない生後半年から 3 歳未満の全てのこどもが、希望すれば月に一定時間通園できる事業であり、国の本格実施に合わせ、令和 8（2026）年度から実施する。

**⑨ 子ども・子育て支援事業（認定こども園等の運営支援）【子育て支援課】**

認定こども園及び認可保育所の運営に必要な費用を支給し支援する。

**⑩ 保育士等確保対策事業【子育て支援課】**

保育士の離職防止や就業支援等のため、市内の民間保育所、認定こども園に就労した場合の奨励金の支給やこどもが保育所等へ入所するときの優先入所、職場復帰のための研修会等を実施する。

**⑪ 保育士等处遇改善事業【子育て支援課】**

保育士等のキャリアアップ研修の受講を促し、キャリアアップに応じた賃金改善を行う。

**⑫ 「あそびのチカラ」プロジェクト【子育て支援課】（再掲）**

教育・保育の質の向上を図るため、人格形成における乳幼児期の「遊び」の重要性について、啓発活動を推進する。

**⑬ わか杉っ子！育ちと学び支援事業【子育て支援課】（再掲）**

幼児教育・保育アドバイザーを配置し、保育所等への訪問等により、園内研修への指導・助言や研修会による人材育成支援、幼保小連携の取組を推進する。

**⑭ 家庭教育支援事業【生涯学習・スポーツ振興課】（再掲）**

保護者等におけるこどもの教育（家庭教育）を支援する。

## (7) こどもが安心して過ごし学ぶことができる教育環境の整備

### 現状と課題

学童期は、こどもにとって心身ともに大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む時期です。家庭環境の多様化や地域のつながりの希薄化等を背景に、こどもや家庭を取り巻く状況が変化する中で、こどもが安心して過ごし、遊びや体験を通して成長できる環境を整えることが重要となっています。

こどもにとって大切な居場所の一つである学校では、こどもを地域全体で育む、地域とともにある学校づくりに取り組んでいます。

また、多くのこどもが安心して過ごせる居場所となっている児童館や放課後児童クラブ等では、多様な遊びや体験活動を行っています。

こどもが安全に安心して過ごし、様々な活動や人間関係を通じて社会性を育んでいけるよう、家庭、学校、地域、行政が連携して環境づくりを進めることが必要です。

### 施策の方向性

- 放課後等にこどもが安全に安心して過ごせる居場所づくりの充実に取り組みます。
- 多様な遊びや体験を通じてこどもの社会性を育む機会を確保します。
- こどもを地域全体で育む、地域とともにある学校づくりを進めます。

### 主な事業・取組

#### ① 放課後子ども教室推進事業【生涯学習・スポーツ振興課】(再掲)

放課後・週末等のこどもの居場所づくりとして、学校の図書室や体育館等の開放、週末の体験活動を実施する。

#### ② 放課後児童クラブ運営事業【子育て支援課】

こどもの健全な育成を図ることを目的に、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校6年生までのこどもに対し、放課後等に安心して活動できる場を確保する。

#### ③ 児童館運営事業【市民福祉課】(再掲)

二ツ井児童館において、全てのこどもを対象に健全な遊び場を提供する。

#### ④ 子ども館事業【子ども館】(再掲)

子ども館において、こどもの科学に対する関心を高めるため、JAXA 等の関係機関と連携した講座やイベントを実施する。

#### ⑤ 公民館事業【生涯学習・スポーツ振興課】(再掲)

中央公民館や二ツ井公民館等において、様々な体験活動の実施や学習機会の提供を行う。

#### ⑥ 読書活動推進事業【生涯学習・スポーツ振興課】(再掲)

こどもが気軽に読書に親しむことができる環境づくりのため、こどもの読書活動を推進する。

#### ⑦ 図書館事業【生涯学習・スポーツ振興課】(再掲)

能代図書館と二ツ井図書館において、図書館劇場やおはなし会を開催し、本に親しみを持ってもらうなど、読書活動を推進する。

### **⑧ 青少年健全育成団体育成事業【生涯学習・スポーツ振興課】（再掲）**

能代市の将来を担う青少年の自立・成長を促すため、能代市子ども会育成連合会や青少年育成能代市民会議関連行事等と連携し、ボランティア活動や非行防止街頭キャンペーンの実施、各種啓発活動、事故防止の安全看板の設置等の社会環境づくりを行う。

### **⑨ 家庭教育支援事業【生涯学習・スポーツ振興課】（再掲）**

保護者等におけるこどもの教育（家庭教育）を支援する。

### **⑩ 特色ある教育活動推進事業【学校教育課】（再掲）**

小中学校の総合的な学習の時間等で様々な体験活動を実施する。

### **⑪ ふるさと教育事業【学校教育課】（再掲）**

小中学校のふるさと学習活動を発表する交流会等を開催する。

### **⑫ コミュニティ・スクールの推進【学校教育課】**

こどもや学校を取り巻く環境が複雑・多様化する中、こどもたちの豊かな学びや成長を支えるため、学校運営に地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを行うコミュニティ・スクールを推進する。

### **⑬ 部活動地域移行推進計画【生涯学習・スポーツ振興課】（再掲）**

将来にわたりこどもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができるよう、段階的に部活動の地域移行を推進する。

## (8) 小児医療体制の確保、心身の健康づくりの推進

### 現状と課題

小児医療体制は、安心して子どもを生き育てるための基盤といえます。子どもが休日・夜間を含めいつでも安心して地域の医療サービスを受けられるよう、関係機関との連携のもと、小児医療体制の確保に取り組む必要があります。

また、学童期や思春期は、身体面や精神面の発達や変化が著しい時期であり、この時期の体や心の問題が、生涯の健康に様々な影響を及ぼすことが指摘されています。子ども・若者が、自らの発達の程度に応じて、心身の健康や性に関する正しい知識を得て、困ったときは相談したり、支援を受けたりできるよう、教育委員会と保健部局が連携し、健康や性に関する教育や普及啓発等を行うことが必要です。

### 施策の方向性

- 医療機関との連携、救急医療対策を推進することにより、小児医療体制の確保を図ります。
- 子ども・若者の心身の健康、性に関する教育や普及啓発等を推進します。

### 主な事業・取組

#### ① 医療機関等との連携【健康づくり課】

医師会等との連携を密にして、小児医療体制の確保に向けた対策を推進する。

#### ② 救急医療対策の推進【健康づくり課、能代山本広域市町村圏組合】

「在宅当番医制運営事業（休日当番、小児の休日当番）」及び「病院群輪番制病院運営事業」等により救急医療対策を推進する。

#### ③ 薬物や禁煙に対する教育【学校教育課】

喫煙や薬物乱用の健康への弊害について、学級活動や保健体育の授業等で指導を行うほか、家庭・地域と連携し実態把握や見守りを行う。

#### ④ 性教育啓発推進事業【学校教育課】

学級活動や保健体育の授業等で感染症予防を含む適切な性教育を実施する。

#### ⑤ 心のケア充実事業【学校教育課】

小中学校に心の教室相談員を配置し、相談体制を整備する。また、教育支援センターにおいて、教育相談員等を配置し、児童・生徒・保護者等からのいじめや不登校等に関する相談や、不登校保護者会を開催する。

#### ⑥ 児童生徒等健康管理事業【学校教育課】

学校で、定期健康診断、尿検査、心臓検診、貧血検査、新入学児童健康診断を実施する。

#### ⑦ フッ化物洗口事業【健康づくり課】（再掲）

年長児のいる全ての保育所及び認定子ども園と小中学校で、むし歯予防対策であるフッ化物洗口を実施する。

## (9) 就労支援、雇用と経済的支援のための取組

### 現状と課題

若者の定着を図り、地域の担い手を確保するためには、若者にとって経済的な不安がなく、良質な雇用環境のもとで、将来への展望をもって生活できることが必要です。特に若い女性が都市部に流出していることを踏まえ、女性が働きやすく、活躍できる職場環境も求められます。

若者の市内定住・回帰を促進するため、大学生や U ターン就職希望者、移住希望者等を対象に、就職に向けた広告媒体を活用し地元企業の魅力等を発信するとともに、企業とのマッチング機会の拡大を図っていく必要があります。

### 施策の方向性

- 若者を対象に、地元企業の魅力を知ってもらうための情報発信やインターンシップ、起業に関する相談体制等を整備することで、将来の担い手である若者の地元就労を支援します。
- 居住希望者等を対象に移住体験ツアーや就業フェア等を開催し、移住定住を推進します。

### 主な事業・取組

#### ① 市内企業見学バスツアー【商工労働課】

中高生を対象に、市内企業の魅力を知ってもらうことを目的とした出前講座を実施する。

#### ② 高校生就業支援セミナー【商工労働課】

市内高等学校を対象に、ビジネスマナーや面接対策等について、専門の講師を招いてセミナーを開催し、高校生の円滑な就職を支援する。

#### ③ デュアル就業実習【商工労働課】

地元企業への円滑な就職に結びつけ、早期離職を防ぐため、高校3年生が実際に就職を希望している企業で就業実習を行う。

#### ④ 大学生向けオープンカンパニー【商工労働課】

市内外の大学生を対象に、市内企業への理解を深めるオープンカンパニーをオンライン及び対面で実施する。

#### ⑤ 能代市しごと情報サイト【商工労働課】

サイト内から応募できる求人サイト「能代山本のお仕事探し-MyWork のしろ・はっぼう・みたね-」を運営し、市内企業の求人情報を市内外へ周知する。

#### ⑥ 移住定住推進事業【移住定住推進課】

主に県外からの移住希望者等を対象に、相談窓口の開設や移住体験ツアーの実施、東京都内等で、市内企業と合同でブースを出展する移住就業フェア等を行う。若年世帯の移住者や東京23区等からの移住者には補助金を支給する。

また、能代市山本郡以外からの移住希望者、1年未満の移住者を対象に企業の紹介や職業のあっせんを行う。

#### ⑦ 奨学金返還助成事業【学校教育課】

能代市に居住しながら奨学金を返還している方を助成する。

**⑧ 労働者、事業主、地域住民等の意識改革推進のための啓発等【商工労働課】**

国・県等の関係機関から労働者や事業主に対する意識改革のための啓発情報を取得し、情報提供を行う。

**⑨ 能代市創業等サポート事業【商工労働課】**

起業等相談窓口の設置や NOSHIRO スタートアップスクール（起業希望者等へのセミナー）の開催、起業・新商品開発等に対する補助金制度等により、起業を志す未来の起業家の育成等を図る。

## (10) 結婚を希望する方への支援

### 現状と課題

結婚を希望しながらも、希望が叶えられていない状況があり、その大きな理由として、経済的事情や仕事の問題のほか、「適当な相手にめぐり会わない」との理由があげられています。結婚を希望する方を対象に出会いの機会・場の提供等を行っていますが、さらに効果の高い取組を推進し、支援を充実させる必要があります。

### 施策の方向性

- 結婚を希望する方を対象とした出会いの機会や場の創出を推進します。
- 結婚に伴う新生活への経済的な支援を行います。

### 主な事業・取組

#### ① 出会いの場創出事業【移住定住推進課】

年4回程度婚活イベントを主催するほか、民間の取組を促進するためマッチングイベントや出会いに資するセミナー開催事業に対し助成する。

#### ② 結婚祝い金【移住定住推進課】

いずれかが49歳未満の新婚夫婦に祝い金を支給する。

#### ③ 結婚新生活支援事業費補助金【移住定住推進課】

39歳以下の新婚夫婦に住居や引っ越しに係る費用を助成する。

## 基本目標 2 困難を有するこども・若者への支援

### (1) 児童虐待防止対策、社会的養育支援の充実

#### 現状と課題

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。

一方で、虐待に至った保護者にも自らの被虐待経験や、貧困、疾病、障がい等の様々な困難が背景にある場合が多いという現実もあり、保護者に対する支援を行うことにより、こどもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。

児童虐待については、要保護児童対策地域協議会において、関係機関との情報共有、連携を図りながら、家庭相談員が中心となり、相談・対応を行っています。児童虐待等に関する相談件数が増加傾向にあることから、伴走型相談支援をさらに充実させ、虐待の発生防止や早期把握・対応に努めるとともに、ヤングケアラー等の新たな課題への対応が求められています。

また、社会的養護を必要とするこどもが適切に保護され健やかに養育されるよう、児童相談所等関係機関と連携し支援に取り組むことが必要となっています。

#### 施策の方向性

- 虐待の発生予防のため、保護者の身体的・精神的負担の軽減につながる施策や育児相談機能の充実を図ります。
- 虐待を早期に把握し、迅速に対応するため、関係機関との連携強化を図ります。

#### 主な事業・取組

##### ① こども家庭センター事業【子育て支援課】(再掲)

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かし、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、「こども家庭センター」を設置する。

##### ② 要保護児童対策地域協議会【子育て支援課】

福祉、医療、保健、教育、警察等の関係機関で構成し、虐待の早期把握に努めるほか、虐待案件の情報共有や対応、虐待防止に関する協議等を行う。

##### ③ 育児相談事業【子育て支援課】(再掲)

乳幼児健診等で経過観察となったケースに対して継続的に状況把握や相談に応じたり、相談希望者から随時に相談に応じる。

##### ④ 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認【子育て支援課】

状況が確認できない児童の実態把握のため、健診の受診勧奨や、未就園児の確認、不登校児童等について教育委員会との情報共有等を行う。

**⑤ ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築【子育て支援課】**

学校等の関係機関と協力し、ヤングケアラーの実態把握を行う。

また、ヤングケアラーを把握した際には、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の調整機能を活用し、必要な支援を行う。

**⑥ 子育て短期支援事業【子育て支援課】**

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う。

**⑦ 母子訪問指導事業（乳児家庭全戸訪問事業含む）【子育て支援課】（再掲）**

妊産婦や乳幼児のいる家庭を訪問し、母子の健康に関する指導や相談支援を行う。

**⑧ 産後ケア事業【子育て支援課】（再掲）**

産後間もない母子に対し、病院への宿泊や助産師等の訪問により、母親の身体的・心理的ケアや新生児の育児指導等を行う。

**⑨ すまいる♡めん choco 定期便事業【子育て支援課】（再掲）**

令和6（2024）年4月1日以降に生まれた0歳児がいる家庭を対象に、定期的な見守りを行い、育児用品等を届ける。

## (2) 障がい児・医療的ケア児等への支援

### 現状と課題

障がいのある子ども・若者が、安心して身近な地域で暮らすことができるよう、保健、医療、保育、教育、就労支援等に係る関係機関が連携し、各ライフステージにおいて発達や自立、社会参加を支援する体制を整備していくことが重要です。

障がい児及びその家族に対しては、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、障害通所支援等の専門的な支援のほか、障がい児・医療的ケア児等の保育の実施や学校における支援員による学習支援等を行っています。

特別な支援を必要とする子どもは年々増加しており、様々な機会をとらえて早期に把握し、個々の状況に応じた支援機関へつなげることが必要となっています。また、保育所・学校等においては、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに安心して過ごし育ち合うインクルージョンを進めるための環境整備が課題となっています。

### 施策の方向性

- 障がい児の健やかな育成のため、各種計画に基づき、地域支援体制の整備に努めます。
- 母子保健の施策を通じて障がいの早期把握に努めるとともに、療育相談や療育指導の充実を図ります。
- 保育所、認定こども園における障がい児の受け入れに必要な人材の確保に努め、関係機関との連携のもと、障がい児や医療的ケア児に対する適切な教育・保育を提供します。
- 教育及び療育に特別のニーズがある子どもについて適切な教育的支援を行うため、学校における取組を推進します。

### 主な事業・取組

#### ① 妊婦健康診査事業【子育て支援課】(再掲)

妊娠中に受診すべき定期健康診査費用の一部を助成する。

妊婦健康診査の結果によっては、訪問指導等を実施し、異常の早期発見、早期治療を図る。

#### ② 乳幼児健康診査事業【子育て支援課】(再掲)

乳幼児の健康の保持増進を図る。

疾病や発育発達及び育児環境上の問題を早期に把握し、適切な支援を行う。

#### ③ 巡回相談事業【子育て支援課】

子どもの障がい等について、北児童相談所の相談員が保護者からの相談に応じる巡回相談を実施する。

#### ④ 居宅介護サービス【福祉課】

市内に住所を有し、日常生活に支障がある障がい児の居宅における介護サービス（入浴、排せつ及び食事等の介護）を行う。

#### ⑤ 児童発達支援事業【福祉課】

未就学の障がいのある子どもについて、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行う。

#### ⑥ 放課後等デイサービス【福祉課】

就学中の障がい児について、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練等を行う。

**⑦ すこやか療育支援事業【福祉課】**

未就学の障がい児が利用する児童発達支援等の利用者負担額の一部を助成する。

**⑧ 短期入所サービス（障がい児分）【福祉課】**

保護者等が病気等の理由により、障がいのあるこどもの介護ができない場合、障がい者支援施設への短期入所により入浴、排せつ、食事等の介護を提供する。

**⑨ 障害児福祉手当【福祉課】**

重度の障がいのため、日常生活において常時の介護が必要な 20 歳未満の方に障害児福祉手当を支給する。

**⑩ 特別児童扶養手当【福祉課】**

20 歳未満で、身体又は精神に政令で定める程度の障がいのあるこどもを監護する父もしくは母又は養育している方に手当を支給する。

**⑪ 障害児医療費助成（福祉医療費）【市民保険課】**

身体障害者手帳 1～3 級又は療育手帳 A を持っている方、精神障害者保健福祉手帳 1 級と自立支援医療受給者証（精神通院）の両方を持っている方の医療費の自己負担金を助成する。

**⑫ 障がい児保育事業【子育て支援課】（再掲）**

認可保育所、認定こども園等において、障がい児の受け入れを行う。

**⑬ 医療的ケア児保育支援事業【子育て支援課】（再掲）**

認可保育所、認定こども園等において、医療的ケア児の受け入れを行う。

**⑭ 特別支援教育事業【学校教育課】**

特別支援教育アドバイザー等を配置し相談活動を行うほか、特別支援教育が必要なこどもがいる学校へ支援員を配置する。

**⑮ 5 歳児親子相談事業【学校教育課】（再掲）**

3 歳児健診から就学時健診までの橋渡しとして、5 歳（年中）のこどもを対象に成長過程等の確認を行うとともに、保護者の育児相談に応じる。

**⑯ 就学時健康診査【学校教育課】**

小学校入学前の年長児を対象に健康診断や簡単な知能検査を行う。

**⑰ 幼児学級指導教室【学校教育課】**

年長児を対象に、小学校入学前に小集団での活動を通して、自立等を促す。

## (3) こどもの貧困対策

### 現状と課題

貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動等に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないなど、権利が侵害された状況にあるこどもがいます。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題といえます。こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

困難を有する子育て家庭を早期に把握し、社会的孤立を防ぐため、妊娠・出産期から保護者に対する経済的支援とともに相談支援を一体的に行う取組を進めているほか、各種支援内容が十分に周知されるよう情報提供に努め、各種支援の利用促進を図っています。

こどもの貧困は家庭の自己責任ではなく社会全体で受け止めて取り組むべき課題との認識のもと、こどもの貧困対策を推進していく必要があります。

### 施策の方向性

- 家庭児童相談、母子・父子相談、教育相談、自立支援相談等、多岐にわたる相談の中で早期の把握に努め、各種支援内容等を十分に周知し、社会的孤立の防止、適切な支援につなげます。
- 教育、生活、就労等各分野において経済的支援を基本としながら、関係機関等との連携・協働による包括的な支援を進めます。

### 主な事業・取組

#### ① **生活困窮者自立促進支援事業（自立相談支援事業）【福祉課／能代市社会福祉協議会】**

生活保護に至る前の段階の自立支援の強化を図るため、生活困窮者に対して自立相談支援事業を実施するほか、住宅確保給付金の支給やその他の支援を行う。

#### ② **保育料の無償化【子育て支援課】**

認可保育所及び認定こども園に入園する3歳以上の全てのこども及び3歳未満で市町村民税非課税世帯のこどもを対象に、保育料を無償化する。

#### ③ **就学援助事業【学校教育課】**

経済的理由により就学困難な児童の保護者に、学用品費、医療費及び学校給食費等の必要な援助を行う。

#### ④ **制服リユース事業【能代市社会福祉協議会】**

市内中学校・高等学校の不用になった制服の提供を受け、対象者に無償で提供することで、子育て世代で生活に困窮している世帯等を支援する。

#### ⑤ **おさがりひろば【子育て支援センター】**

主に未就学児の不用になった洋服やおもちゃ等の提供を受け、必要とする方へ無償で提供することで、子育て世代で生活に困窮している世帯等を支援する。

**⑥ フードバンク・フードドライブ事業【能代市社会福祉協議会】**

民間事業者や個人等から食料品の寄付を受け、生活困窮者等に無償で提供し、ともに考えながら自立に向け支援する。

**⑦ 生活困窮者自立促進支援事業（住居確保給付金支給事業）【福祉課／能代市社会福祉協議会】**

離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方等に家賃相当額の給付金を支給する。

**⑧ 生活困窮者自立促進支援事業（家計改善支援事業）【福祉課／能代市社会福祉協議会】**

生活困窮者の家計の収支の改善のため、家計管理に関する助言・指導等の支援をする。

**⑨ 生活福祉資金貸付事業【能代市社会福祉協議会】**

低所得世帯・障がい者世帯又は高齢者世帯に対し、安定した生活を目指すことを目的として、資金の貸し付けと必要な相談支援を行い、その自立に向け支援する。

**⑩ たすけあい資金貸付事業【能代市社会福祉協議会】**

低所得者等に対して、生活費等のつなぎ資金を融資し、その自立を支援する。

**⑪ 生活保護【福祉課】**

生活に困窮する方に最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長するため、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8種類の扶助を行う。

**⑫ 進学・就職準備給付金【福祉課】**

生活保護受給世帯のこどもが高校を卒業した後、進学や就職により新生活を立ち上げる際、必要な費用をサポートする。

**⑬ 助産の実施【子育て支援課】**

妊産婦が、保健上必要があるにも関わらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合、その妊産婦からの申込みに応じて助産施設において助産を行う。

**⑭ 妊婦に対する初回産科受診料の助成【子育て支援課】**

低所得世帯等における経済的負担の軽減を図るため、初回産科受診料の助成を行う。

**⑮ 生活困窮者自立促進支援事業（就労準備支援事業）【福祉課／能代市社会福祉協議会】**

直ちに就労することが困難な生活困窮者に対して、就労に向けた生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験の提供等を行う。

## (4) いじめ防止と困難を有する子どもへの支援

### 現状と課題

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会全体でいじめ問題に取り組むことが重要です。市長部局と教育委員会が連携し、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進等、いじめ防止対策の徹底が必要です。

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものといえます。不登校の子どもや保護者を支援するため相談員等を配置し、面談や学習支援、相談会等を行っていますが、不登校の子どもが増加傾向にあることから、支援体制の強化が必要となっています。

### 施策の方向性

〇いじめや不登校の未然防止や早期対応のため、関係機関と連携し、子どもや保護者の相談支援の強化を図ります。

### 主な事業・取組

#### ① いじめ問題対策連絡協議会【学校教育課】

第三者委員や学校関係者でいじめの未然防止や早期対応について協議する。

#### ② 心のケア充実事業【学校教育課】(再掲)

小中学校に心の教室相談員を配置し、相談体制を整備する。また、教育支援センターにおいて、教育相談員等を配置し、児童・生徒・保護者等からのいじめや不登校等に関する相談や、不登校保護者会を開催する。

#### ③ 子ども家庭センター事業【子育て支援課】(再掲)

従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かし、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで、切れ目なく、漏れなく対応することを目的として、「子ども家庭センター」を設置する。

#### ④ 子ども・若者の権利に関する普及啓発活動事業【子育て支援課】(再掲)

ホームページへの掲載や各種イベント等の際、国で作成したパンフレットを配布するなどして、子ども基本法及び児童の権利に関する条約の普及啓発を行い、子ども・若者が、ともに社会を創る担い手であるという意識の高揚を図る。

#### ⑤ 就学前教育・学校教育における人権教育の推進【子育て支援課/学校教育課】(再掲)

保育所等での保育や学校での授業、行事等において、人権に関わる理解を深める取組を行う。

## (5) 社会的自立に困難を有する若者への支援

### 現状と課題

ニートやひきこもり状態、進路や人間関係に悩み不安を抱いている若者やその家族については、当事者からの相談がなければ支援につなげることが難しいという課題があります。心の SOS サインに気付いたときの対処の仕方や相談支援・サービスに関する情報等については、こどもの発達に合わせ早い段階から周知を図ることが重要です。

本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行っていることも、いわゆるヤングケアラーの問題についても顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期に把握し、適切な支援につなげていく必要があります。

### 施策の方向性

- 学校等の関係機関と協力し、困難や生きづらさを抱える若者の把握に努め、生活、就労、教育等、包括的な支援体制の整備を進めます。

### 主な事業・取組

#### ① ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築【子育て支援課】(再掲)

学校等の関係機関と協力し、ヤングケアラーの実態把握を行う。

また、ヤングケアラーを把握した際には、こども家庭センターや要保護児童対策地域協議会等の調整機能を活用し、必要な支援を行う。

#### ② 重層的支援事業【福祉課】

困窮、保健医療、住まい、就労、教育等に関する課題や社会からの孤立等の地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくり支援」等を一体的に実施しながら、重層的なセーフティーネットの構築により支援する。

#### ③ こころの相談電話（心のセーフティーネット相談窓口）【健康づくり課】(再掲)

より相談しやすい環境の整備のため専用電話を設置し、相談者の不安や悩みの軽減、解消を図るために保健師による電話相談を行い、必要に応じて関係機関と連携する。

## 基本目標 3 子育てを社会全体で支える体制の充実

### (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

#### 現状と課題

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、子育て祝い金や児童手当、保育料や医療費の助成等を行っていますが、物価上昇等の社会情勢の変化を背景に、子育てや教育に対する経済的支援を求める声が依然として多い状況にあります。

子育て世帯が将来への見通しを持ちながら、安心して子どもを生み育てることができるよう、効果的な支援策を検討し、経済的負担の軽減を図っていく必要があります。

#### 施策の方向性

- 妊娠・出産・子育ての各ライフステージを通じて、子育て家庭が安心して子育てができるよう、経済的負担の軽減を図る取組を推進します。
- 安心して学業に取り組めるよう、高校生や大学進学者等へ奨学金を貸与します。

#### 主な事業・取組

##### ① 妊婦支援給付金事業【子育て支援課】(再掲)

妊娠届出時及び出産後に給付金を支給する。

##### ② 子育て祝い金支給事業【子育て支援課】

子どもの出産や小中学校への入学に対して祝い金を支給する。

##### ③ 児童手当【子育て支援課】

高校生年代までの子どもの養育者に児童手当を支給する。

##### ④ すまいる♡めん choco 定期便事業【子育て支援課】(再掲)

令和 6 (2024) 年 4 月 1 日以降に生まれた 0 歳児がいる家庭を対象に、定期的な見守りを行い、育児用品等を届ける。

##### ⑤ 保育料の無償化【子育て支援課】(再掲)

認可保育所及び認定子ども園に入園する 3 歳以上の全ての子ども及び 3 歳未満で市町村民税非課税世帯の子どもを対象に、保育料を無償化する。

##### ⑥ すこやか子育て支援事業(保育料助成)【子育て支援課】

認可保育所及び認定子ども園に入園する 3 歳未満児の保育料に対して、一定の所得制限のもと助成する。

##### ⑦ すこやか子育て支援事業(副食費助成)【子育て支援課】

認可保育所及び認定子ども園に入園する 3 歳以上児の副食費(おかず・おやつ代)に対して全額助成する。

##### ⑧ 子育てファミリー支援事業【子育て支援課】

平成 30 (2018) 年 4 月 2 日以降に第 3 子以降の子どもが生まれた世帯を対象に、一時預かり事業等の利用料を助成する。

**⑨ 福祉医療（マル福）【市民保険課】（再掲）**

乳幼児、小中高生等の医療費の自己負担金を助成する。

**⑩ 就学援助事業【学校教育課】（再掲）**

経済的理由により就学困難な児童生徒（保護者等）に学用品費、医療費及び学校給食費等の援助を行う。

**⑪ 特別支援教育就学奨励金【学校教育課】**

特別支援学級等に通う児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し、特別支援教育の奨励を図るため、学用品費・学校給食費等を援助する。

**⑫ スポーツ大会出場費補助金【生涯学習・スポーツ振興課】**

スポーツ大会出場への支援を行う。

**⑬ 奨学金貸与事業【学校教育課】**

優良な学生・生徒であって、経済的な理由により修学が困難な者に奨学金を貸与する。

**⑭ 住宅リフォーム支援事業【都市整備課】**

住宅リフォーム工事等に対して、一部工事費等を支援する。

**⑮ 不妊治療費助成事業【子育て支援課】（再掲）**

特定・一般不妊治療及び不育症治療に対して助成する。

**⑯ 予防接種事業【子育て支援課】（再掲）**

感染症の流行を防ぐため、乳幼児や妊婦を対象に各種予防接種を実施する。

**⑰ 妊婦健康診査事業【子育て支援課】（再掲）**

妊娠中に受診すべき定期健康診査費用の一部を助成する。

妊婦健康診査の結果によっては、訪問指導等を実施し、異常の早期発見、早期治療を図る。

**⑱ 新生児聴覚検査助成事業【子育て支援課】（再掲）**

医療機関での新生児聴覚検査に要した費用を助成する。

**⑲ 産婦健康診査事業【子育て支援課】（再掲）**

産婦健康診査を医療機関で受診する際の費用を助成する。

**⑳ 母乳育児相談事業【子育て支援課】（再掲）**

母乳育児相談及び母乳マッサージに要した費用の一部を助成する。

**㉑ 学校給食費無償化事業【学校給食センター】**

義務教育課程の学校給食を無償化する。

## (2) 地域の実情に応じたこども・子育て支援事業の展開

### 現状と課題

少子化や核家族化等を背景に、地域とのつながりの希薄化や育児の孤立化が指摘されており、子育て世帯の負担感が増えていると考えられます。ニーズ調査において、親族等の主な子育ての協力者の状況を見ると、就学前のこどものいる世帯については「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合が28.1%であり、前回調査の38.4%から10%近く低くなっています。

子育て支援センターや保育所等において、親子の交流の場の提供や一時預かり等多様な保育サービスを実施し、子育て世帯の負担軽減に努めていますが、今後も、共働き家庭や日本語を母語としないこどもの増加が想定されること等から、各種支援団体や子育てボランティアとの連携、活用を図りながら、地域の実情に沿った支援体制を強化していく必要があります。

### 施策の方向性

- 子育ての不安解消や仕事との両立支援、日本語の指導等、地域における多様なニーズに応じたこども・子育て支援事業を展開します。
- 子育て制度や各種施策等、子育て支援情報の効果的な提供に努めます。
- こどもや子育て家庭を支える子育て支援団体の取組を支援します。
- 保護者の子育てを地域全体で支えるため、子育て支援拠点の整備を進めます。

### 主な事業・取組

#### ① 地域子ども・子育て支援事業【子育て支援課】

子育て家庭の交流の場の提供や子育てについての相談、情報提供等を行う「地域子育て支援拠点事業」や、仕事と子育ての両立を支援する「延長保育」「病児保育事業」「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」等、地域の実情に応じた地域子ども・子育て支援事業を展開する。

#### ② 子育てマップ<sup>※</sup>発行事業【子育て支援課】（再掲）

子育て支援サービスを提供する施設の情報や場所、連絡先等を記載した「のしろ子育てエンジョイ！マップ」を発行する。

#### ③ 子育て支援情報提供事業【子育て支援課】（再掲）

市ホームページや市広報、アプリ等を活用し、子育て支援に関する情報を提供する。

#### ④ 子ども・子育て応援団体支援事業【子育て支援課】

こどもや子育てを支援する団体が行う、保護者やこどもの交流の場を提供する事業や地域の子育て支援の向上を目的とするイベントの開催に要する費用に対して補助金を交付する。

#### ⑤ 日本語学習ふれあい交流支援事業【市民活力推進課】

日本語講座を開催し、在住外国人に対して日本語や日常会話等の指導を行うとともに、日本文化や地域の行事、習慣についての指導、地域住民との交流を行う。また、日本語の指導ができるボランティアの養成講座を開催する。

#### ⑥ 日本語学習支援事業【学校教育課】

小中学校において、日本語を母語としない児童生徒に支援員を配置して、学習面・生活面でサポートする。

**⑦ 家庭教育支援事業【生涯学習・スポーツ振興課】(再掲)**

保護者等におけるこどもの教育（家庭教育）を支援する。

**⑧ 妊婦等包括相談支援事業【子育て支援課】(再掲)**

全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てできる環境づくりを目指し、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、様々なニーズに即した支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図る。

**⑨ こどもまんなか交流施設整備事業【子育て支援課】(再掲)**

こどもの健やかな成長と保護者の子育てを地域全体で支援するための拠点施設として、遊びの空間や子育てに関する相談支援機能等を有することも・子育て支援施設の整備を進める。

## (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進

### 現状と課題

女性の社会進出が進み、働く女性が増えてきた一方で、男性の多くは、仕事を中心とした生活を送っています。

計画策定にあたって実施した、未就学のこどものいる世帯を対象としたニーズ調査において、家庭で主体的に子育てを行っているのが「父母ともに」とした割合が 66.3%、「母親」とした割合が 31.6%であり、子育てを女性が担っている状況が続いています。

また、育児休業の取得状況については、母親・父親ともに取得率が増加していますが、秋田県労働統計調査における取得率を下回っています。

保護者がゆとりをもって子育てができるよう、企業等が家庭と仕事を両立できる環境を整え、夫婦が相互に協力して子育てをする共働き・子育てを推進する必要があります。

### 施策の方向性

- 子育ての重要性等についての啓発活動を推進し、男性の家事・育児への参画を促進します。
- 仕事と子育てを両立できる労働環境の整備を進めるための啓発活動を推進します。

### 主な事業・取組

#### ① 父親の家事・子育てへの主体的な参画の促進【子育て支援課】

「父子健康手帳」の配布や「ハローめん choco くらす（母親・両親学級）事業」の実施、子育て講座や子育てフェスティバルの開催等により、父親の家事・子育てへの主体的な参画を促進する。

#### ② 男女共同参画啓発事業【市民活力推進課】

出前講座や男女共同参画講座、街頭キャンペーンの実施やパンフレットの配布等により、男女共同参画に対する市民意識の改革及び高揚を図る。

#### ③ 労働者、事業主、地域住民等の意識改革推進のための啓発等【商工労働課】（再掲）

国・県等の関係機関から労働者や事業主に対する意識改革のための啓発情報を取得し、情報提供を行う。

## (4) ひとり親家庭への支援

### 現状と課題

令和4（2022）年度に実施したこどもの貧困に関するアンケート調査では、ひとり親世帯においては、概ね3世帯のうち1世帯が貧困線に満たない状況にありました。ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるように取り組む必要があります。

### 施策の方向性

○ひとり親家庭それぞれの状況に応じて必要な支援が適切に行われるよう、制度等の情報提供や相談支援の充実に努めます。

### 主な事業・取組

#### ① 母子・父子自立支援員配置事業【子育て支援課】

母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、生活やこども、就労に関する相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。

#### ② 児童扶養手当【子育て支援課】

母子家庭等のこども（18歳の年度末まで、ただし、中度以上の障がいがある場合は20歳未満まで）を養育する者に児童扶養手当を支給する。

#### ③ すこやか子育て支援事業（ひとり親世帯分）【子育て支援課】

認可保育所及び認定こども園に入園する3歳未満児の保育料に対して、一定の所得制限のもとで助成する。

#### ④ ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【子育て支援課】

ひとり親家庭の親及び児童が、高卒認定試験の合格を目指す講座を受講した場合に、その費用の一部を助成する。

#### ⑤ ひとり親家庭等住宅整備資金貸付金【子育て支援課】

ひとり親家庭で、住宅の整備を行う者に対してその資金を貸し付ける。

#### ⑥ 市営住宅倍率優遇措置【都市整備課】

ひとり親世帯について、入居者抽選時に優遇措置を行う。

#### ⑦ 母子生活支援施設運営事業【子育て支援課】

母子生活支援施設（能代松原ホーム）において、住居の確保等が困難な母子を保護し、自立に向けた生活支援を行う。

#### ⑧ 母子家庭等高等職業訓練促進給付事業【子育て支援課】

ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するため就学する場合の生活費の一部を給付する。

**⑨ 母子家庭等自立支援教育訓練給付事業【子育て支援課】**

ひとり親家庭の親が、指定教育訓練講座等を修了した場合に経費の一部を給付する。

**⑩ 養育費確保支援事業【子育て支援課】**

離婚後のひとり親家庭におけるこどもの健やかな成長・発達を支援するため秋田県が実施する「ひとり親家庭等養育費確保支援事業補助金」について、市窓口において母子父子自立支援員が申請を受け付けるとともに、相談対応を行う。

**⑪ 内職相談【商工労働課】**

商工労働課内に設置している内職相談窓口及び能代市公式 LINE 等により、内職希望者に対する紹介・情報提供を行う。

# V 子ども・子育て支援事業の確保の方策

## 1. 児童数の推計人口について

各年における児童数について、令和6（2024）年3月31日の住民基本台帳人口を基準人口とし、過去5年間の人口データ等を用いてコーホート変化率により計画期間における児童数を以下のとおり推計しています。

0～5歳では、令和4（2022）年の1,345人から令和11（2029）年には887人と推計され、458人（34.1%）の減少が予測されています。また、6～11歳においても令和4（2022）年の1,694人から令和11（2029）年には1,259人と推計され、435人（25.7%）の減少が予測されています。

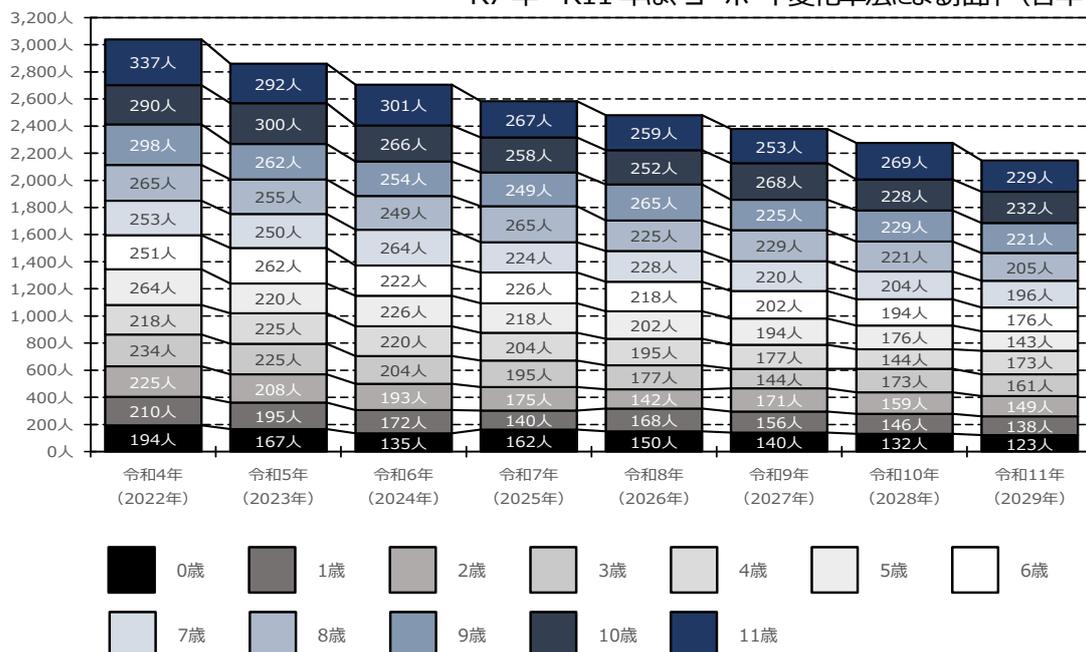
■ 推計児童数

単位：人

	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年
	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年
0～11歳	3,039	2,861	2,706	2,583	2,481	2,379	2,275	2,146
0歳	194	167	135	162	150	140	132	123
1歳	210	195	172	140	168	156	146	138
2歳	225	208	193	175	142	171	159	149
3歳	234	225	204	195	177	144	173	161
4歳	218	225	220	204	195	177	144	173
5歳	264	220	226	218	202	194	176	143
0～5歳	1,345	1,240	1,150	1,094	1,034	982	930	887
6歳	251	262	222	226	218	202	194	176
7歳	253	250	264	224	228	220	204	196
8歳	265	255	249	265	225	229	221	205
9歳	298	262	254	249	265	225	229	221
10歳	290	300	266	258	252	268	228	232
11歳	337	292	301	267	259	253	269	229
6～11歳	1,694	1,621	1,556	1,489	1,447	1,397	1,345	1,259

資料：R4年～R6年は、住民基本台帳（各年3月31日）

R7年～R11年は、コーホート変化率法による推計（各年3月31日）



## 2. 教育・保育提供区域について

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を記載することとされています。

本市では、教育・保育提供区域の設定について市内全域を一つの区域として設定することとします。

### <教育・保育提供区域設定における考え方>

- ・区域を市全体で一つとすることで、利用者のニーズに対する確保対策を柔軟に実施できる。
- ・現在の教育・保育の利用状況を勘案すると、区域を分ける必要性が乏しい。
- ・市全域での量の見込み、調整ができ、ずれが少なくなる。
- ・事業・施設の整備が区域ごとの需給バランスに左右されることなく、効率的な施設整備ができる。
- ・施設までの移動距離が遠くなるデメリットについては、現時点で、施設での送迎や保護者の送迎等により対応されている。
- ・施設の選択については、自宅に近いということのほか、保護者の通勤経路から選択されていることもある。

## 3. 教育・保育の区分の設定について

教育・保育とは、認定こども園、幼稚園、保育所及び地域型保育事業の利用を指し、以下の区分で設定します。

認定区分	対象者		利用できる施設等
1号認定	満3歳以上のこども	教育を希望する場合	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満のこども	保育を必要とする場合	認定こども園、保育所、地域型保育事業

幼稚園 : 3歳から就学前のこどもに対し、幼児教育を行う施設

認定こども園 : 幼稚園と認可保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育・保育を一体的に行う施設

認可保育所 : 0歳～就学前のこどもに対し、保育を行う施設

地域型保育事業 : 市町村が認可する以下の4つの事業

- ① 小規模保育事業 : 定員6～19人で行う保育事業
- ② 事業所内保育事業 : 企業等が、主に従業員用に運営する保育施設
- ③ 家庭的保育事業 : 保育者の家庭等でこどもを保育するサービス
- ④ 居宅訪問型保育事業 : ベビーシッターのような保育者が、こどもの家庭で保育するサービス

※なお、本市では、地域型保育事業は実施していません。

## 4. 教育・保育の量の見込み及び確保方策

### (1) 教育の量の見込みと確保方策

#### 1号認定【教育標準時間認定：幼稚園、認定こども園】

1号認定は、保育の必要性がなく、教育を希望する3歳から小学校就学前のこどもが利用できる認定区分です。

本市では、幼保連携型認定こども園4か所、幼稚園型認定こども園2か所の計6か所で、3歳以上の教育ニーズに対応しています。

量の見込みと確保方策については次のとおり設定します。

#### 【1号認定】

#### ■ 利用状況の推移

単位：人（各年4月1日現在）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	96人	93人	90人	65人	63人
②確保方策	120人	120人	90人	90人	90人
乖離(②-①)	24人	27人	0人	25人	27人
(実績値)					
③量の見込み	89人	74人	64人	65人	54人
④確保方策	120人	100人	90人	90人	90人
乖離(④-③)	31人	26人	26人	25人	36人



#### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人（各年4月1日現在）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60人	56人	50人	48人	46人
②確保方策	90人	90人	90人	90人	90人
乖離(②-①)	30人	34人	40人	42人	44人

## (2) 保育の量の見込みと確保方策

### 2・3号認定【保育認定：認定こども園、認可保育所】

2号認定は、保育の必要性がある3歳から小学校就学前のこどもが利用できる認定区分であり、3号認定は、保育の必要性がある0～3歳までのこどもが利用できる認定区分です。

本市では、公立保育所3か所、認可保育所8か所、幼保連携型認定こども園4か所、幼稚園型認定こども園2か所の計17か所で就学前の保育ニーズに対応しています。

これまで、3号認定のうち1歳児と2歳児をまとめて集計していましたが、近年の育児休業の取得状況や保育所等への入所申込数等を踏まえ、より正確なニーズ量を把握するため、1歳児と2歳児を分けて保育の量の見込みと確保方策を次のとおり設定します。

#### 【2号認定】

#### ■ 利用状況の推移

単位：人（各年4月1日現在）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	683人	649人	610人	549人	530人
②確保方策	795人	795人	795人	735人	735人
乖離(②-①)	112人	146人	185人	186人	205人
(実績値)					
③量の見込み	679人	659人	645人	593人	593人
④確保方策	798人	763人	762人	706人	693人
乖離(④-③)	119人	104人	117人	113人	100人



#### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人（各年4月1日現在）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	550人	512人	459人	440人	425人
②確保方策	672人	586人	560人	529人	514人
乖離(②-①)	122人	74人	101人	89人	89人

【3号認定（1，2歳）】

■ 利用状況の推移

単位：人（各年4月1日現在）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	372人	359人	347人	335人	323人
②確保方策	393人	393人	393人	373人	373人
乖離(②-①)	21人	34人	46人	38人	50人
(実績値)					
③量の見込み	354人	364人	340人	322人	298人
④確保方策	395人	392人	381人	352人	352人
乖離(④-③)	41人	28人	41人	30人	54人

※利用状況の推移は、1歳児、2歳児の集計値

【3号認定（2歳）】



■ 量の見込みと確保方策

単位：人（各年4月1日現在）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	148人	120人	144人	134人	126人
②確保方策	176人	151人	149人	145人	139人
乖離(②-①)	28人	31人	5人	11人	13人

【3号認定（1歳）】

■ 量の見込みと確保方策

単位：人（各年4月1日現在）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	107人	129人	120人	112人	106人
②確保方策	144人	136人	134人	129人	124人
乖離(②-①)	37人	7人	14人	17人	18人

【3号認定（0歳）】

■ 利用状況の推移

単位：人（各年4月1日現在）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	65人	63人	61人	59人	57人
②確保方策	122人	122人	122人	112人	112人
乖離(②-①)	57人	59人	61人	53人	55人
(実績値)					
③量の見込み	51人	50人	44人	32人	26人
④確保方策	123人	128人	127人	122人	105人
乖離(④-③)	72人	78人	83人	90人	79人



■ 量の見込みと確保方策

単位：人（各年4月1日現在）

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	35人	32人	30人	28人	26人
②確保方策	98人	87人	87人	82人	77人
乖離(②-①)	63人	55人	57人	54人	51人

### (3) 教育・保育の量の見込みと確保方策の今後の方向性

1号・2号・3号認定ともに、既存の施設（公立保育所、認可保育所、認定こども園）の供給量で対応が可能となることを見込まれることから、既存の施設で教育・保育の量を確保することを基本とします。そのため、地域型保育事業については、本計画中では見込まないこととします。

## 5. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

本市では、平成 30（2018）年 10 月から利用者支援事業の母子保健型の事業として、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談体制の構築を図り、関係機関と連携しながら、安心して妊娠・出産・子育てできる環境づくりに努めています。令和 7（2025）年 4 月からは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもを対象に、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、一体的な組織として相談支援等を行う、「子ども家庭センター」を設置し、利用者支援事業の子ども家庭センター型の事業として行います。

#### ■ 利用状況の推移

単位：か所

		2020 年度 令和 2 年度	2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度
(計画値)						
①量の見込み		1 か所				
②確保方策	基本型	0 か所				
	母子保健型	1 か所				
乖離 (②-①)		0 か所				
(実績値)						
③見込み量		1 か所				
④確保方策	基本型	0 か所				
	母子保健型	1 か所				
乖離 (④-③)		0 か所				



#### ■ 量の見込みと確保方策

単位：か所

		2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
①量の見込み		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
②確保方策	基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	特定型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	子ども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
乖離 (②-①)		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

## ②妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。  
医療機関での定期健康診査の費用を助成しています。

### ■ 利用状況の推移

単位：人日

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	2,429人日	2,287人日	2,153人日	2,027人日	1,908人日
②確保方策	2,429人日	2,287人日	2,153人日	2,027人日	1,908人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
(実績値)					
③量の見込み	2,838人日	2,353人日	2,062人日	1,717人日	2,128人日
④確保方策	2,838人日	2,353人日	2,062人日	1,717人日	2,128人日
乖離(④-③)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※令和6年度実績は見込み値



### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人日

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,944人日	1,800人日	1,680人日	1,584人日	1,476人日
②確保方策	1,944人日	1,800人日	1,680人日	1,584人日	1,476人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ③産後ケア事業

産後間もない母子に対し、病院への宿泊や助産師等の訪問により、母親の身体的・心理的ケアや新生児の育児指導等を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

#### 【宿泊型】

単位：人日

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	30人日	28人日	28人日	26人日	24人日
②確保方策	30人日	28人日	28人日	26人日	24人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ■ 量の見込みと確保方策

### 【居宅訪問型】

単位：人日

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	16人日	15人日	15人日	14人日	13人日
②確保方策	16人日	15人日	15人日	14人日	13人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。市の保健師又は訪問指導員が訪問して実施しています。

### ■ 利用状況の推移

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	193人	182人	171人	161人	152人
②確保方策	193人	182人	171人	161人	152人
乖離(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
(実績値)					
③量の見込み	210人	194人	145人	141人	151人
④確保方策	210人	194人	145人	141人	151人
乖離(④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

※令和6年度実績は見込み値



### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	159人	148人	138人	130人	123人
②確保方策	159人	148人	138人	130人	123人
乖離(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

## ⑤妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

### ■ 量の見込みと確保方策

単位：回

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	486回	450回	420回	396回	369回
②確保方策(こども家庭センター)	486回	450回	420回	396回	369回
乖離(②-①)	0回	0回	0回	0回	0回

## ⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現時点での実施は見込みませんが、今後、必要に応じ事業の実施を検討します。

## ⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では、能代地域と二ツ井地域に1か所ずつ子育て支援センターを設置しているほか、イオン能代店につどいの広場「ぼけっと」を設置し、計3か所で実施しています。

### ■ 利用状況の推移

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	18,317人	18,352人	18,388人	18,424人	18,460人
②確保方策	18,317人	18,352人	18,388人	18,424人	18,460人
乖離(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
(実績値)					
③量の見込み	9,857人	9,364人	8,842人	13,893人	12,556人
④確保方策	9,857人	9,364人	8,842人	13,893人	12,556人
乖離(④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

※令和6年度実績は見込み値



### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11,978人	11,552人	11,727人	10,974人	10,296人
②確保方策	11,978人	11,552人	11,727人	10,974人	10,296人
乖離(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

## ⑧延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用時間を超えて、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

### ■ 利用状況の推移

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	988人	930人	875人	823人	774人
②確保方策	988人	930人	875人	823人	774人
乖離(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人
(実績値)					
③量の見込み	733人	637人	587人	523人	547人
④確保方策	733人	637人	587人	523人	547人
乖離(④-③)	0人	0人	0人	0人	0人

※令和6年度実績は見込み値



### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	502人	474人	450人	427人	408人
②確保方策	502人	474人	450人	427人	408人
乖離(②-①)	0人	0人	0人	0人	0人

## ⑨一時預かり事業

家庭において保育することが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等の場所で一時的にこどもを預かる事業です。

### ■ 利用状況の推移

単位：人日

	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	4,837人日	4,786人日	4,736人日	4,686人日	4,636人日
在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	2,685人日	2,655人日	2,626人日	2,597人日	2,568人日
2号認定による定期的な利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
上記以外	2,152人日	2,131人日	2,110人日	2,089人日	2,068人日
②確保方策	4,837人日	4,786人日	4,736人日	4,686人日	4,636人日
在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	2,685人日	2,655人日	2,626人日	2,597人日	2,568人日
2号認定による定期的な利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
上記以外	2,152人日	2,131人日	2,110人日	2,089人日	2,068人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
(実績値)					
③量の見込み	1,463人日	1,866人日	1,352人日	2,242人日	2,916人日
在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	439人日	1,289人日	745人日	1,274人日	1,906人日
2号認定による定期的な利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
上記以外	1,024人日	577人日	607人日	968人日	1,010人日
④確保方策	1,463人日	1,866人日	1,352人日	2,242人日	2,916人日
在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	439人日	1,289人日	745人日	1,274人日	1,906人日
2号認定による定期的な利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
上記以外	1,024人日	577人日	607人日	968人日	1,010人日
乖離(④-③)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※令和6年度実績は見込み値



### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人日

	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	3,163人日	2,971人日	2,734人日	2,600人日	2,487人日
1号認定による利用(預かり保育)	2,074人日	1,930人日	1,731人日	1,657人日	1,604人日
2号認定による定期的な利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
上記以外	1,089人日	1,041人日	1,003人日	943人日	883人日
②確保方策	3,163人日	2,971人日	2,734人日	2,600人日	2,487人日
1号認定による利用(預かり保育)	2,074人日	1,930人日	1,731人日	1,657人日	1,604人日
2号認定による定期的な利用	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
上記以外	1,089人日	1,041人日	1,003人日	943人日	883人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑩病児保育事業

### ○病児対応型

仕事等のため病気のこどもの世話をすることができない場合に、医療機関でこどもを預かる事業です。

### ○体調不良児対応型

こどもが保育中に発熱等で体調不良となった場合、保護者が迎えに来るまでの間、保育園内で看護師がこどもを看る事業です。

#### ■ 利用状況の推移

単位：人日

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①見込み量	903人日	841人日	783人日	729人日	679人日
②確保方策	1,113人日	1,113人日	1,113人日	1,113人日	1,113人日
乖離(②-①)	210人日	272人日	330人日	384人日	434人日
(実績値)					
③見込み量	601人日	831人日	658人日	1,255人日	894人日
④確保方策	601人日	831人日	658人日	1,255人日	894人日
乖離(④-③)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※令和6年度実績は見込み値



#### ■ 量の見込みと確保方策

##### 【病児対応型】

単位：人日

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	694人日	667人日	639人日	611人日	577人日
②確保方策	762人日	762人日	762人日	762人日	762人日
乖離(②-①)	68人日	95人日	123人日	151人日	185人日

##### 【体調不良時対応型】

単位：人日

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	434人日	410人日	389人日	369人日	352人日
②確保方策	434人日	410人日	389人日	369人日	352人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑪子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい者と当該援助を行う者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

### ■ 利用状況の推移

単位：人日

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	198人日	198人日	198人日	198人日	198人日
②確保方策	198人日	198人日	198人日	198人日	198人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
(実績値)					
③量の見込み	87人日	141人日	118人日	186人日	100人日
④確保方策	87人日	141人日	118人日	186人日	100人日
乖離(④-③)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※令和6年度実績は見込み値

### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人日

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	127人日	127人日	127人日	127人日	127人日
②確保方策	127人日	127人日	127人日	127人日	127人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

## ⑫子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業【ショートステイ事業】及び夜間養護等事業【トワイライトステイ事業】）です。

### ■ 利用状況の推移

単位：人日

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	11人日	11人日	10人日	10人日	9人日
②確保方策	-人日	11人日	10人日	10人日	9人日
乖離(②-①)	▲11人日	0人日	0人日	0人日	0人日
(実績値)					
③量の見込み	11人日	28人日	6人日	0人日	10人日
④確保方策	-人日	28人日	6人日	0人日	10人日
乖離(④-③)	▲11人日	0人日	0人日	0人日	0人日

※令和6年度実績は見込み値

### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人日

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日
②確保方策	11人日	11人日	11人日	11人日	11人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### ⑬子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整えることを目的とする事業です。

現時点での実施は見込みませんが、今後、必要に応じ事業の実施を検討します。

### ⑭児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子どもに対して、居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等のほか、必要に応じて関係機関へつなぐなど包括的な支援を行うことにより、子どもの健全な育成を図ることを目的とする事業です。

現時点での実施は見込みませんが、今後、必要に応じ事業の実施を検討します。

### ⑮親子関係形成支援事業

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその子どもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、情報の提供や相談、助言等、必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

現時点での実施は見込みませんが、今後、必要に応じ事業の実施を検討します。

### ⑯乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）

現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付事業です。

利用対象者は、0歳6か月から3歳未満の保育所等未入所の乳幼児であり、令和8年度から事業を実施する予定です。

#### ■ 量の見込みと確保方策

(利用者数)

単位：人

		2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
①量の見込み	0歳児	0人	3人	3人	3人	3人
	1歳児	0人	2人	2人	2人	2人
	2歳児	0人	2人	2人	2人	2人
①'合計		0人	7人	7人	7人	7人
②確保方策	0歳児	0人	3人	3人	3人	3人
	1歳児	0人	2人	2人	2人	2人
	2歳児	0人	2人	2人	2人	2人
②'合計		0人	7人	7人	7人	7人
乖離 (②'-①')		0人	0人	0人	0人	0人

(延べ利用者数)

単位：人日

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	0人日	70人日	69人日	66人日	62人日
②確保方策	0人日	70人日	69人日	66人日	62人日
乖離(②-①)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### ⑰放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学しているこどもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保し、こどもの健全な育成を図る事業です。

#### ■ 利用状況の推移

単位：人

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(計画値)					
①量の見込み	617人	631人	632人	646人	632人
低学年	457人	463人	457人	469人	447人
高学年	160人	168人	175人	177人	185人
②確保方策	620人	640人	640人	640人	640人
乖離(②-①)	3人	9人	8人	▲6人	8人
(実績値)					
③量の見込み	546人	546人	575人	616人	636人
低学年	422人	408人	414人	443人	456人
高学年	124人	138人	161人	173人	180人
④確保方策	620人	635人	688人	688人	653人
乖離(④-③)	74人	89人	113人	72人	17人



#### ■ 量の見込みと確保方策

単位：人

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	642人	644人	631人	616人	592人
1年生	158人	155人	145人	142人	130人
2年生	152人	157人	154人	145人	141人
3年生	154人	142人	147人	144人	135人
4年生	95人	103人	90人	94人	93人
5年生	59人	61人	67人	59人	63人
6年生	24人	26人	28人	32人	30人
②確保方策	653人	653人	653人	653人	653人
乖離(②-①)	11人	9人	22人	37人	61人

## **⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

子育て世帯の経済的負担の軽減について、より効果的な施策を検討する中で、本事業の必要性について検討します。

## **⑲多様な主体が参入することを促進するための事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

現時点での実施は見込みませんが、今後、必要に応じ事業の実施を検討します。

## VI 計画の推進体制

### 1. 地域社会全体の協働による推進

こども・若者と子育て当事者を社会全体で支援するため、家庭、地域、企業、行政等が一体となり、協働で対策を推進する必要があります。このことを踏まえ、今後の取組の指針となるよう、それぞれの役割を次のとおり提案し、計画を円滑に推進していきます。

#### (1) 家庭の役割

- 家庭（保護者）はこどもの発達・成長に第一義的な責任を有しており、こどもが育っていくための基礎的な場として、きわめて重要な役割を担っています。父母その他の保護者は、男女がともに家事や育児を担い家族の絆を大切にしながら、愛情と責任を持って模範となり、こどもが健やかで心豊かに成長するよう育むことが求められます。

#### (2) 地域の役割

- 地域社会は、子育て家庭やこどもの健やかで心豊かな育ちを支えていくための大切な場です。いわゆる「ご近所」つきあい、町内会等の地域コミュニティをはじめ、子育てサークル、NPO、団体等が相互に連携しながら、こどもの遊び場の提供や安全対策等、こどもの健全育成のための取組が求められます。

#### (3) 企業の役割

- 企業は、仕事と家庭の両立を図る上で、大きな役割と責任を担っています。育児休業制度の普及・定着をはじめ、働き方の見直し、女性の活躍等、男女ともに子育てをしながら安心して働くことができる職場環境の整備を積極的に推進することが求められます。

#### (4) 行政の役割

- こどもの誕生や成長を地域みんながともに喜び合える社会を目指し、こどもをまんやかに、家庭、地域、企業等との連携のもと、こどもの健やかな成長と保護者の子育てを切れ目なく支援していくための施策を展開していきます。

## 2. 計画の公表及び周知

計画の目標を達成するためには、計画の内容を広く市民に知ってもらう必要があるため、情報公開を進めるとともに効果的な情報発信に努めます。

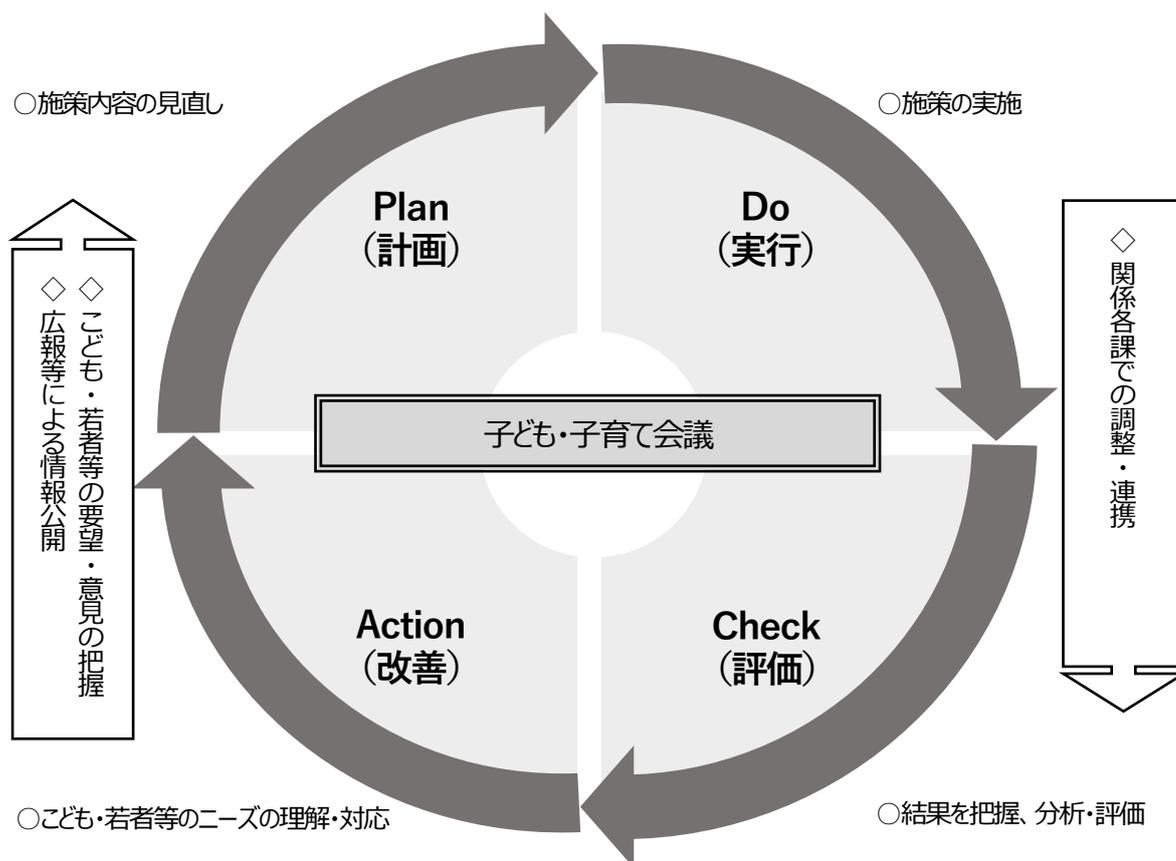
計画の周知にあたっては、市広報紙や市ホームページを活用するとともに、市民が集まる様々なイベントや催し物等にて広報活動を実施します。

また、各事務事業においても、市広報紙をはじめとするあらゆる媒体を活用して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。

## 3. 計画の進捗状況の管理・評価

各年度において、本計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価するため、能代市子ども・子育て会議を定期的を開催します。

また、必要に応じて事業の見直しを図り、効果的に計画の推進を図ります。



---

# 資料編

---



# 1. 能代市子ども・子育て会議

## (1) 能代市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項の規定に基づき、能代市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。（令5条例9・一部改正）

(組織及び委員の任期)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年能代市条例第32号）の一部を次のように改正する。

<略>

附 則（令和5年3月27日条例第9号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## (2) 能代市子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	推薦団体・所属団体等
	伊藤 春香	公募委員
	佐藤 美香	公募委員
	大塚 由布子	能代市法人保育協議会保護者代表
	佐藤 悠太	能代市私立幼稚園 PTA 連合会
	近野 園子	能代市 PTA 連合会
会 長	大越 直美	能代市法人保育協議会
	山崎 恵理子	能代市私立幼稚園協会
	山田 百	N P O法人留守家庭児童会のしろっこらぶ
	渡部 剛	能代市校長会
	袴田 良	能代市社会福祉協議会 (ボランティア連絡協議会)
	菊池 徳美	能代市民生委員児童委員協議会
	大塚 美穂子	能代市山本郡医師会
	三熊 明子 近藤 裕平	能代商工会議所
副 会 長	土谷 幹春	能代市社会福祉協議会 (くらしサポート相談室)
	館山 奈穂子	秋田県立能代支援学校

## 2. こども計画の策定の経過

年度	月日	取組内容
令和5年度 (2023年度)	1月19日	子ども・子育て会議 ・子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施について ほか
	2月8日～ 2月29日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査 (① 0～5歳児がいる世帯 1,021世帯) (② 小学校1～3年生がいる世帯 701世帯)
令和6年度 (2024年度)	5月30日	子ども・子育て会議 ・子ども・若者の意識行動に関する調査の実施について ほか
	6月14日～ 6月28日	子ども・若者の意識行動に関する調査 (15歳から39歳までの若者 1,000人)
	7月23日～ 8月12日	高校生への意見聴取 ・子ども・若者が住み続けたいと思うまちについて話し合うワークショップ及びアンケート調査
	9月30日	子ども・子育て会議 ・能代市こども計画(骨子案)について ほか
	10月9日～ 10月31日	こども計画策定のためのアンケート ・こどもの遊び場や居場所、こどもの意識等について調査 (小学生 1,537人、中学生 934人)
	10月9日～ 10月31日	子ども・若者や子育て当事者を対象とした、フリーボードを活用した意見聴取 ・子ども・若者が住み続けたいと思うまち、こどもに優しいまちについて調査 (実施場所：子育て支援センターサンピノ、さんぼえむ、つどいの広場「ほけっと」、能代図書館、二ツ井図書館)
	10月9日～ 10月31日	能代市子ども・若者いけんふらす登録者に対する意見聴取 ・子ども・若者が住み続けたいと思うまちについて調査
	11月18日	未来を創る能代っ子ふるさと会議(中学生の市への提言)
	11月25日	子ども・子育て会議 ・能代市こども計画(素案)について ほか
	12月16日～ 1月15日	能代市こども計画(素案)についてのパブリックコメント
	2月6日	子ども・子育て会議 ・能代市こども計画について
	3月	能代市こども計画策定

### 3. 調査の実施

#### (1) 子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査

計画の策定に向けて、各種子育て支援事業の利用状況や今後の利用希望、市の子育て施策に対する要望等について調査し、基礎資料としました。

調査名称	能代市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（就学前児童の保護者の方へ）	能代市子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査（小学1～3年生の保護者の方へ）
調査対象	0～5歳児の就学前児童のいる世帯	小学校1～3年生の児童のいる世帯
調査方法	郵送	郵送
調査期間	令和6（2024）年2月	令和6（2024）年2月
配布数	1,021件	701件
回収率（数）	487件（47.7%）	368件（52.5%）

#### (2) こども・若者の意識行動に関する調査

計画の策定に向けて、こども・若者を取り巻く現状や課題、市のこども・若者施策に対する要望等について調査し、基礎資料としました。

調査名称	能代市こども・若者の意識行動に関する調査
調査対象	15歳～39歳
調査方法	郵送
調査期間	令和6（2024）年6月
配布数	1,000件
回収率（数）	251件（25.1%）

## 4. こども・若者の意見聴取

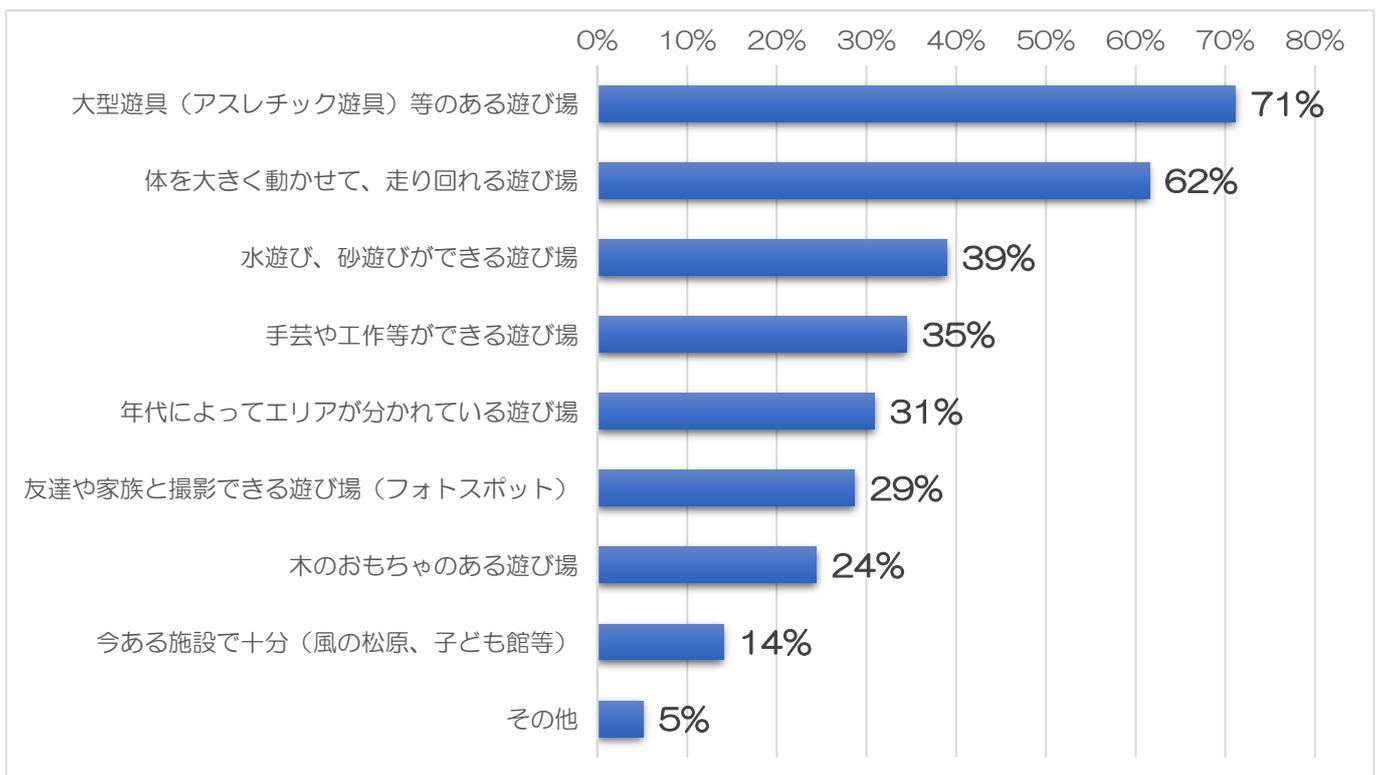
### (1) 小学生を対象とした取組

こどもの遊びやこどもの意識等について調査を行いました。

調査名称	能代市こども計画策定のためのアンケート（小学生）
調査対象	小学生
調査方法	インターネット
調査期間	令和6（2024）年10月
対象者	1,537人
回収数（率）	1,217人（79.1%）

#### ◆主な調査結果

#### Q. どんな遊び場があったらいいと思いますか。



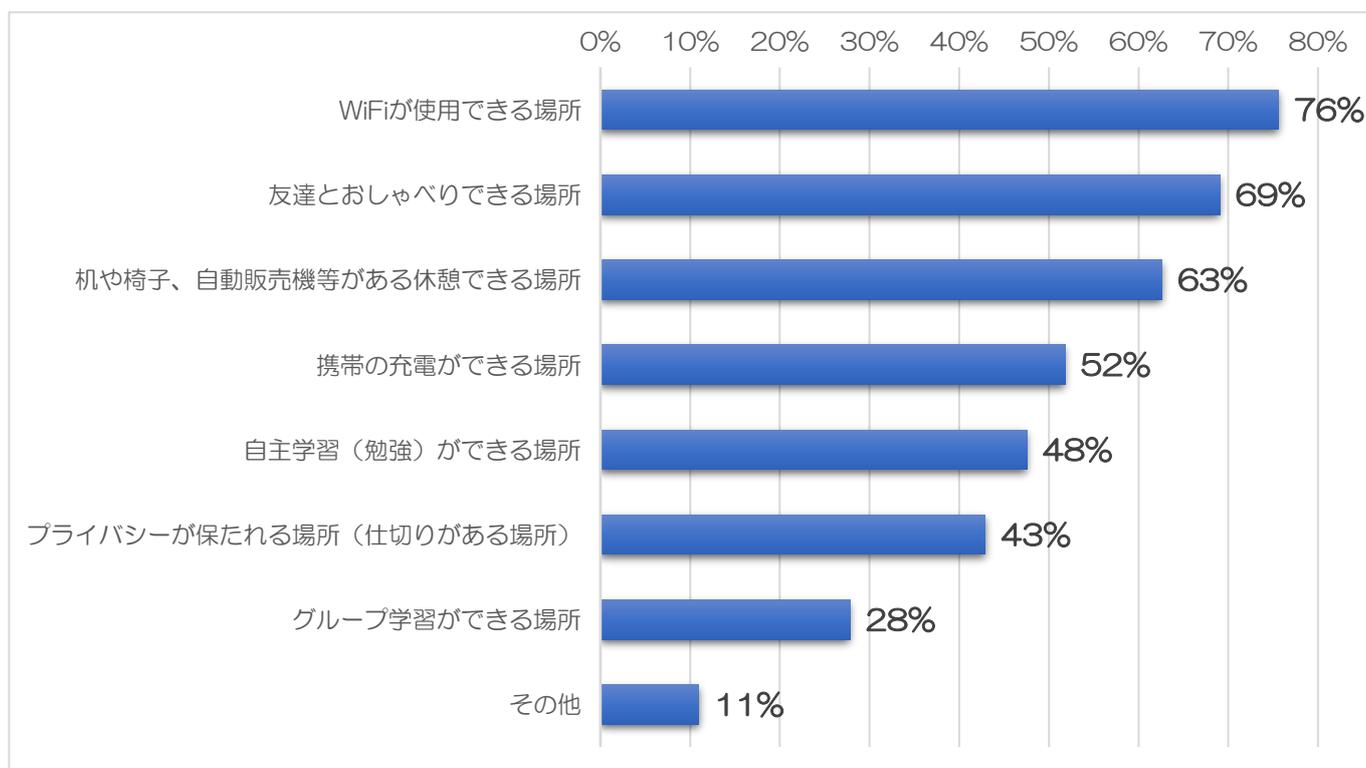
## (2) 中学生を対象とした取組

① 居場所やこどもの意識等について調査を行いました。

調査名称	能代市子ども計画策定のためのアンケート（中学生）
調査対象	中学生
調査方法	インターネット
調査期間	令和6（2024）年10月
対象者	934人
回収数（率）	776人（83.1%）

### ◆主な調査結果

Q. 能代市に、どのような場所があればいいと思いますか。



② 未来を創る能代っ子ふるさと会議に参加し、中学生が考える市の取組に対する提言について聴きました。

会議	未来を創る能代っ子ふるさと会議
参加者	中学2年生、小学6年生
日時	令和6（2024）年11月18日
場所	能代市文化会館
主催	能代市教育委員会
テーマ	持続可能な能代市を目指して（能代一中） 「活気あるふるさと」づくりを（二ツ井中）

◆主な意見

- ライフラインの維持や公共工事等、見えないところで生活を支えている企業を、小中学生が知るための仕組みを整備してはどうか。
- 1日就職体験を通じて、地元企業の魅力を発信してみたらどうか。
- 働くことに関する社会経験の機会を増やしてみたらどうか。
- ふるさとで起業できるように、制度等を整備したらどうか。

### （3）高校生を対象とした取組

子ども・若者が住み続けたいと思うまちについて話し合うワークショップ及びアンケート調査を行いました。

○ワークショップ

参加者	能代松陽高校2年生5名（インターンシップ参加者）
日時	令和6（2024）年7月23日
場所	ふれあいプラザサンピノ
テーマ	子ども・若者が住み続けたいと思うまちにするために必要だと思うこと

○アンケート

調査対象	高校生（インターンシップ参加者）
調査方法	インターネット
調査期間	令和6（2024）年7月～8月
テーマ	子ども・若者が住み続けたいと思うまちにするために必要だと思うこと

◆主な意見

- 若者が働ける場（都会でしかできない仕事）を増やす。
- いらなくなった服、絵本、おもちゃをあげられる。
- 屋内で遊べる場所を増やす。
- 若い人等の意見を取り入れるなどすれば若い人等も住み続けたいと思うようになると思う。
- 若い人や子どもが参加して楽しめるイベントや施設を増やす。

## (4) 若者や子育て当事者を対象とした取組

子ども・若者、子育て当事者を対象とし、フリーボードを活用した意見聴取や能代市子ども・若者いけんぷらす登録者にアンケートを行いました。

### ○フリーボード

日時	令和6（2024）年10月9日～令和6（2024）年10月31日 ※能代図書館は、令和6（2024）年10月20日まで
場所	①子育て支援センターサンピノ、さんぽえむ、つどいの広場「ほけっと」 ②能代図書館、二ツ井図書館
対象者	子ども・若者、子育て当事者
調査方法	フリーボードへ意見を掲載
テーマ	①子どもに優しいまちって、どんなまち（①の実施場所） ②子ども・若者が住み続けたいと思うまちにするために必要だと思うこと（②の実施場所）

### ○能代市子ども・若者いけんぷらす登録者

日時、場所	令和6（2024）年10月9日～令和6（2024）年10月31日
対象者	能代市子ども・若者いけんぷらす登録者（小学生～30歳未満の方）
調査方法	インターネット
テーマ	子ども・若者が住み続けたいと思うまちにするために必要だと思うこと

#### ◆主な意見（テーマ「子どもに優しいまちって、どんなまち」に対する意見）

<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの屋内の遊び場が整備されている。</li> <li>○子どもとゆっくり食事ができる店がある。（キッズスペース、座敷がある店）</li> <li>○地域のみinnで子育てをするまち。（地域の人に見守られる。子どもへの視線がやさしい等）</li> <li>○経済的支援が充実している。（医療費、保育料の無償化等）</li> <li>○おむつ交換台や授乳室のある施設が多い。</li> </ul>
--

#### ◆主な意見（テーマ「子ども・若者が住み続けたいと思うまちにするために必要だと思うこと」に対する意見）

<ul style="list-style-type: none"> <li>○イベントを開催し、街をにぎやかにする。</li> <li>○流行の店を増やす。</li> <li>○交通網を発達させる。</li> </ul>
---



# 能代市こども計画

令和7(2025)年3月

発行・編集 能代市 市民福祉部 子育て支援課  
〒016-8501 秋田県能代市上町1-3  
電話 0185-89-2946



# 能代市こども計画

令和7(2025)年3月

発行・編集 能代市 市民福祉部 子育て支援課  
〒016-8501 秋田県能代市上町1-3  
電話 0185-89-2946